

2021

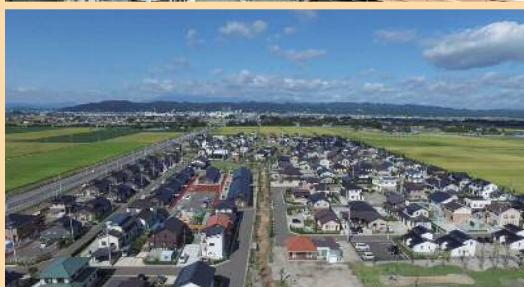
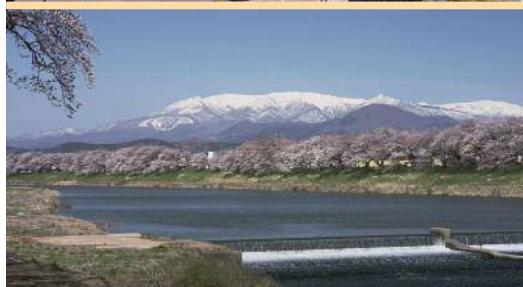
# 宮城の 都市計画

CITY  
PLANNING  
MIYAGI

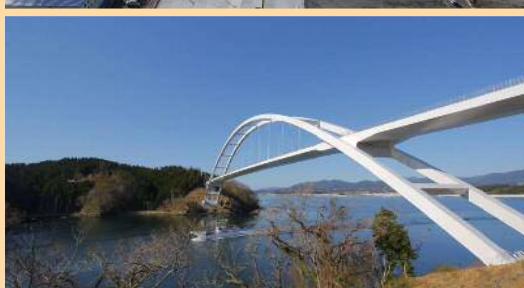
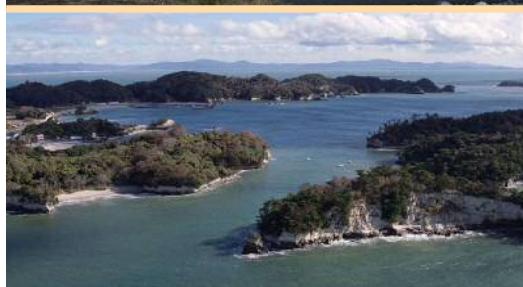
宮城県



宮城の都市計画

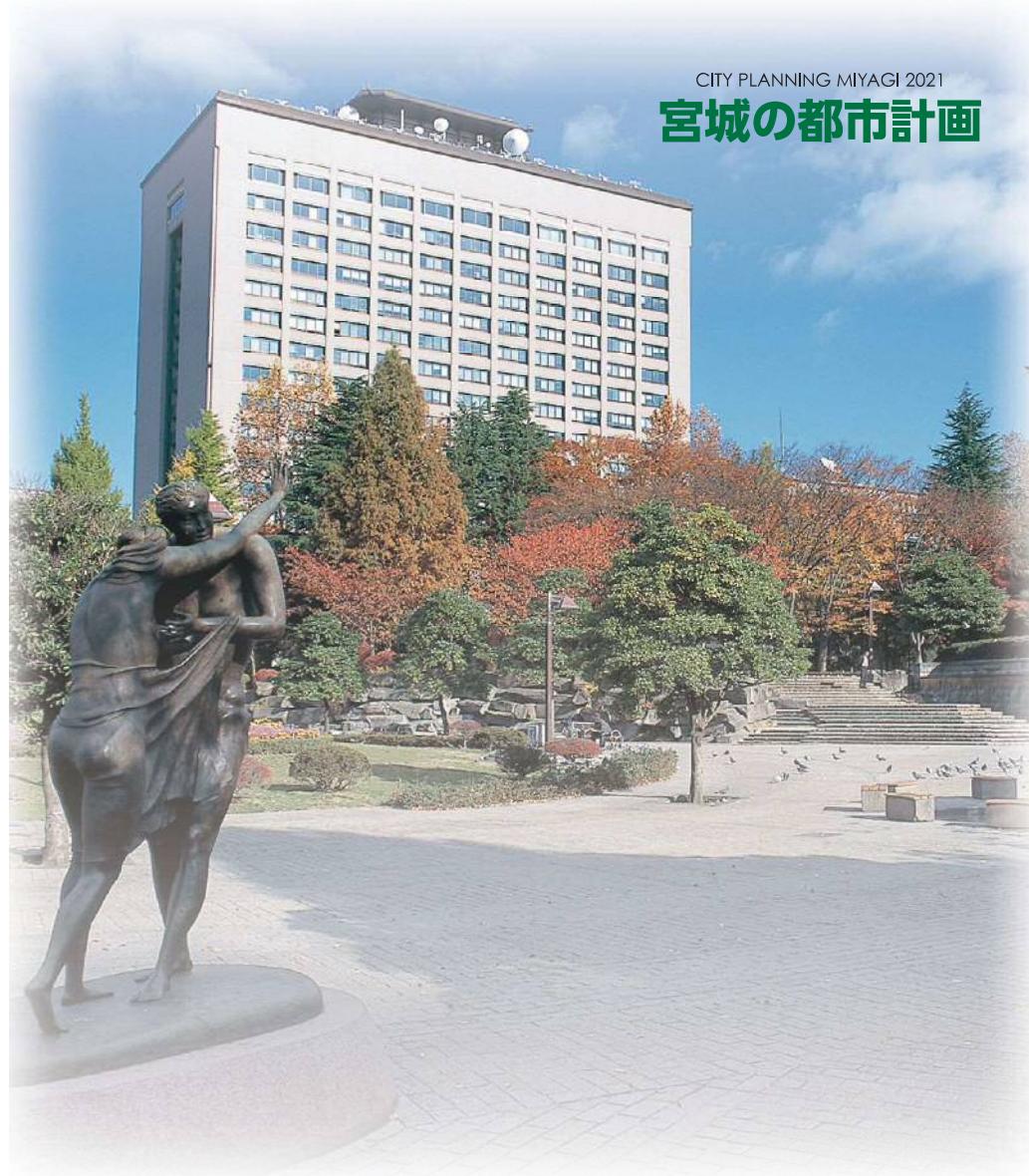


CITY PLANNING MIYAGI



CITY PLANNING MIYAGI 2021

# 宮城の都市計画



# 目 次

## ■宮城県の概要

□地勢	1
□沿革	1
□人口	1
□概況	1

## ■都市計画の概要

□都市計画制度のあらまし	2
□都市計画法の基本理念と内容	2
□都市計画区域	4
□都市計画区域の指定状況	5
□都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスター・プラン)	6
□市町村の都市計画に関する基本的な方針 (市町村マスター・プラン)	7
□立地適正化計画	8
□都市計画決定手続き	9
□都市計画事業の手続き	10

## ■土地利用

□市街化区域及び市街化調整区域	11
□開発許可制度	12
□地域地区	13
○用途地域	13
○特別用途地区	17
○高度地区	17
○高度利用地区	18
○都市再生特別地区	18
○防火地域及び準防火地域	18
○風致地区	18
○駐車場整備地区	19
○臨港地区	19
○特別緑地保全地区	19
○景観地区	20
○伝統的建造物群保存地区	20
□被災市街地復興推進地域	20

## ■都市施設

□交通施設	21
○道路	21
○道路関連施設	23
○駐車場	24
○都市高速鉄道	25
□公園・緑地等の公共空地	26
○公園	26
○緑地	27
○広場	29
○墓園	29
□供給・処理施設	30
○下水道	30
○汚物処理場	32
○ごみ焼却場	32
○ごみ処理場	32
□その他の都市施設	33
○市場	33
○と畜場	33
○火葬場	33
○河川	33
○教育文化施設	33
○一団地の住宅施設	33
○一団地の津波防災拠点	
市街地形成施設	33

## ■市街地開発事業

□土地区画整理事業	35
□市街地再開発事業	38
□その他の市街地開発事業	39
□促進区域	39

## ■地区計画等

□地区計画制度	40
□地区計画等の内容	40
□地区計画等の種類	41

## ■都市景観

□屋外広告物の規制	42
□違反広告物除却サポート	43
□広告物景観モデル地区	43
□宮城の景観形成	44
□景観行政の状況	45

## ■都市計画に関する調査・計画

□都市計画基礎調査	46
□総合都市交通体系調査	46
□緑の基本計画と広域緑地計画	47
□環境影響評価	47

## ■東日本大震災からの復興

□東日本大震災復興特別区域法の概要等	48
□主な特例措置	51
□各市町の復興まちづくりの基本方針	53
□復興まちづくり事業	56
□災害危険区域の指定	64

## ■宮城県の概要

### □地勢

宮城県は東北地方の東南部に位置し、西は秋田県、山形県、南は福島県、北は岩手県に接しています。西部一帯は、1,500m以上の標高を有する奥羽山脈が連なり、刈田岳(1,758m)、船形山(1,627m)等の諸峰がそびえています。また、北東部には北上高地、南部には阿武隈高地が走り、これらの間に標高100m前後の丘陵地と北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川などによってつくられた豊かな穀倉地帯である東北一の沖積平野が広がっています。

海岸は太平洋に面し、牡鹿半島を境に北部は複雑なリアス式海岸が続き、南部は砂浜の続く平滑な海岸線となっています。

### □沿革

古代では、西暦724年(神亀元年)に大野東人によって多賀城が築城され、国府とともに鎮守府として東北地方の中心的な役割を果たしていました。その後、鎌倉、戦国時代を経て1602年(慶長7年)伊達政宗が仙台に城を築き、今日の基礎がつくられました。1871年(明治4年)に、仙台藩は廃藩置県で仙台県となり、翌年宮城県と改称しました。その後、県域は幾度か変更されましたのが、1876年(明治9年)に県域が確定し現在の姿となりました。現在、本県には、政令指定都市である仙台市を含め、35の市町村があります。

### □人口

本県の人口は、2,333,899人(総務省統計局・平成27年国勢調査)でわが国の人口の約1.8%にあたり、全国第14位にあたります。平成22年から27年までの5年間の人口増減



(写真提供：宮城県観光課)

## ■都市計画の概要

### □都市計画制度のあらまし

人口の都市集中化は、文化・産業の進展に伴う世界的な傾向です。わが国においても高度成長を遂げた昭和30年代以降は都市部に激しい人口集中をもたらし、農山村地域では過疎化現象を引き起こしました。この時期には、これらに対する規制措置や都市部における膨大な土地需要に対する供給対策など、総合的な土地利用対策が立ち後れたために、都市の無秩序なスプロールと不良市街地化が進み、都市環境の悪化と都市機能の著しい低下をもたらしました。このため、昭和43年に「都市計画法(大正8年制定)」が廃止され、新たに「都市計画法」が制定されました。

現行の都市計画法では、「都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」を目的としています。

「都市計画」とは換言すると、人口や産業が集中する都市において人々の生活や様々な社

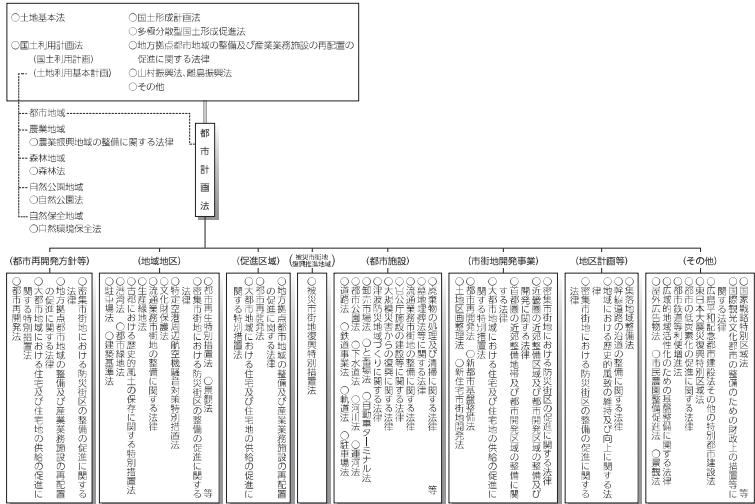
会・経済的活動が快適かつ円滑に行えるよう秩序ある市街地の形成と都市機能の高度化を図るとともに、都市に潤いを与える市街地内緑地や自然環境の保全を図ることを目的とした総合的な計画であるといえます。

### □都市計画法の基本理念と内容

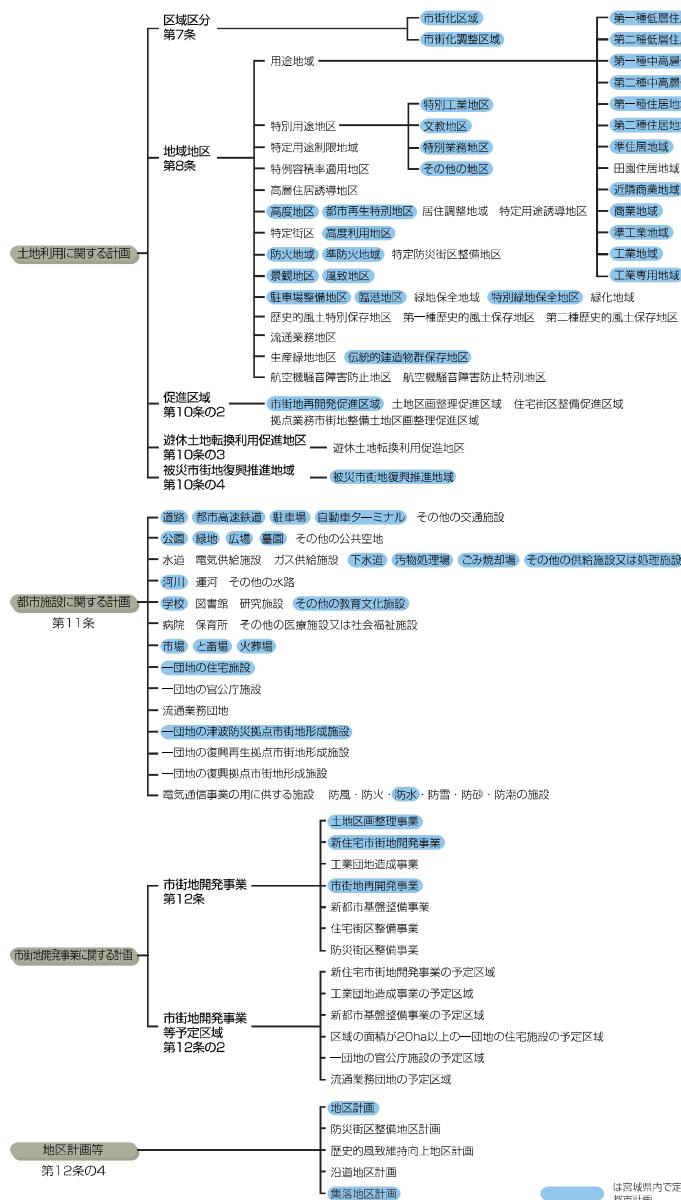
都市計画法では、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を基本理念としています。

「都市計画」は現在及び将来の都市のあり方を定めるものであり、法の基本理念を達成するにあつては、国土利用計画や県総合計画・市町村基本構想を踏まえながら、その時々の都市の課題をしっかりと見つけ、「将来のあるべき姿」をマスタープランにより明らかにすることが重要となっています。

### ■都市計画関係法律体系



## ■都市計画の内容



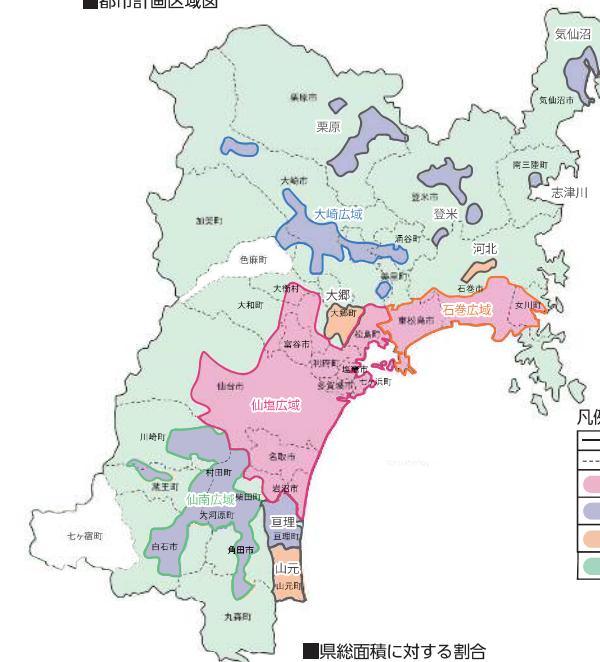
## □都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域です。都市計画区域は行政区域にとらわれるものではなく、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発または保全する区域について、知事が指定します。都市計画区域に指定される

と様々な都市計画が策定され、都市計画事業が実施されます。

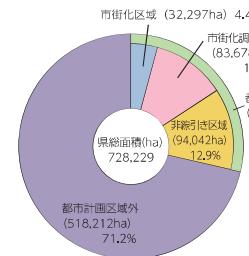
現在、本県は12の都市計画区域があり、都市計画区域の面積は、約2,100 km<sup>2</sup>で県土の約29%にあたり、区域内の人口は約205万人と総人口の約90%となっています。

## ■都市計画区域図



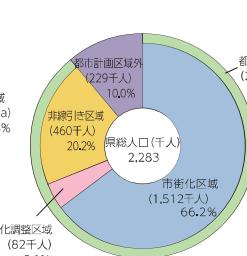
県界
市町村界
区域区分を定めている都市計画区域
用途地域のみ定めている都市計画区域
上記以外の都市計画区域
都市計画区域を定めている市町村

## ■県総面積に対する割合



県総面積及び総人口は、「令和2年3月末住民基本台帳人口及び世帯数」

## ■県総人口に対する割合



## □都市計画区域の指定状況

令和2年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	範囲	面積(ha)
仙塙広域都市計画	仙台市	行政区域の一部	44,296
	塩竈市	全域	1,737
	名取市	全域	9,817
	多賀城市	全域	1,969
	岩沼市	全域	6,045
	富谷市	全域	4,918
	松島町	一部	5,352
	七ヶ浜町	全域	1,319
	利府町	全域	4,489
	大和町	一部	6,190
石巻広域都市計画	大衡村	一部	2,802
	東松島市	全域	10,186
	女川町	一部	3,851
	石巻市	一部	13,005
河北都市計画	一部		1,508
	大崎市	一部	11,460
	加美町	一部	1,197
	涌谷町	一部	1,340
大崎広域都市計画	美里町	一部	1,929
	登米市	一部	8,066
	一部		125
栗原都市計画	栗原市	一部	9,016
	大郷町	一部	3,832
仙南広域都市計画	白石市	一部	6,498
	角田市	一部	3,612
	蔵王町	一部	4,713
	大河原町	全域	2,501
	村田町	一部	6,775
	柴田町	一部	3,200
	川崎町	一部	7,312
亘理都市計画	丸森町	一部	1,927
	亘理町	一部	7,000
山元都市計画	山元町	全域	6,448
	気仙沼都市計画	一部	4,682
志津川都市計画	南三陸町	一部	900
合計	14市18町1村		210,017

## □都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスターplan)

### ●基本的な考え方

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスターplan)は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定められるものです。

都市計画区域マスターplanは、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的な方向が定められるものです。

ただし、市街化区域のうち、おおむね10年内に市街化を図るべき区域に関連する事項(市街化区域の規模など)については、おおむね10年後の将来予測を行った上で定められます。

また、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示しています。

### ●都市計画基礎調査について

都市計画の策定やその実施を適切に行なうためには、都市の形状や都市化の動向などについてできるだけ広い範囲で基礎資料を集め、これに基づいて計画を策定する必要があります。このため、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、人口、産業、地価、建物の用途などの土地利用、道路、河川、下水道や公園などの都市施設などについて、現況及びその将来の見通しについての調査を行い、都市計画区域マスターplan、区域区分、用途地域などの都市計画の策定や変更などの基礎資料として利用します。

### ●都市計画区域マスターplanの構成内容

都市計画区域マスターplanの構成は、都市計画法第6条の2による3項目を基本として、都市計画運用指針に基づくこととなっています。具体的な内容については、地域の実情に応じて定められるものとなっており、地方公共団体の裁量で各種の社会的課題への都市計画としての対応についての考え方などを示しています。

#### ●都市計画法第6条の2による3項目

- ①都市計画の目標
- ②区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針
- ③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### ●都市計画区域マスターplanの役割

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、中長期的な見通しをもって定められる必要があります。また、個々の都市計画の決定や変更にあたっては、都市の目標すべき将来像との関係を踏まえ、総合性・一体性の観点から常に検証する必要があります。

このため、都市計画区域マスターplanにおいては、住民に理解しやすい形であらかじめ中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが重要です。

また、都市計画区域マスターplanにおいてどのような都市をどのように方針のもとに実現しようとするのかを示すことにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることを通じ、具体的な都市計画が円滑に決定される効果が期待されています。

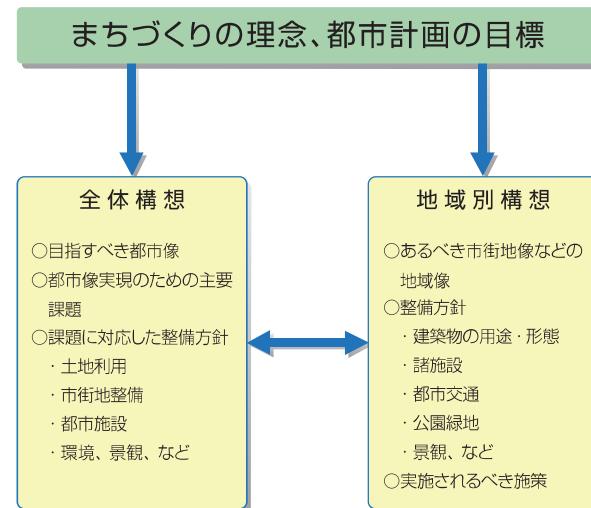
### ■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の標準構成



### □市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスターplan）

市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスターplan）は、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備方針や地域を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村が定める土地利用や都市施設等の都市計画の方針となるものです。

#### ■市町村マスターplanの基本的な構成



### □立地適正化計画

#### ●立地適正化計画

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少・少子高齢化が見込まれています。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。また、このような人口減少下において、社会資本の老朽化が急速に進展しており、厳しい財政制約の下で、老朽化への対応も求められています。このようなかで、高齢者でも外出しやすい健康・快適な生活の確保、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちの創出、財政面・経済面で持続可能な都市経営の実現等に向けて、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要となります。

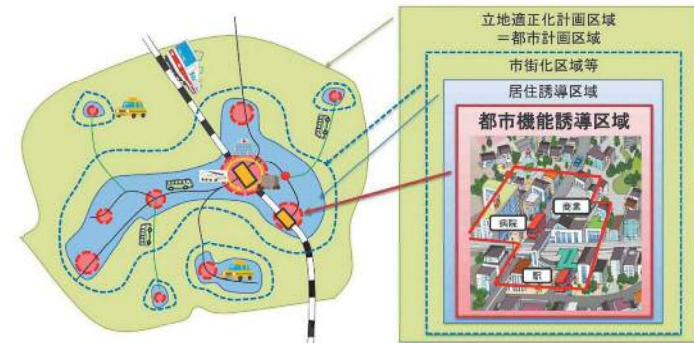
このような背景を踏まえ、住民・民間事業者と行政が一体となって、コンパクトな都市構造へ転換していくため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度（改正都市再生特別措置法第81条）が創設されました。

なお、立地適正化計画は、市町村の建設に関する基本構想及び都市計画区域マスターplanに即したものとなります。また、都市全体を見渡したマスターplanとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスターplanの一部となります。

#### ●立地適正化計画の内容

- ①立地適正化計画の区域  
立地適正化計画の対象範囲
- ②立地の適正化に関する基本的な方針  
まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像・生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性
- ③居住誘導区域  
人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保する区域
- ④都市機能誘導区域  
医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- ⑤誘導施設  
都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設
- ⑥防災指針  
住宅、誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針
- ⑦その他  
上記のほか、立地の適正化を図るために必要な施策・事業等

#### ■立地適正化計画が目指す都市の姿



出典：国土交通省

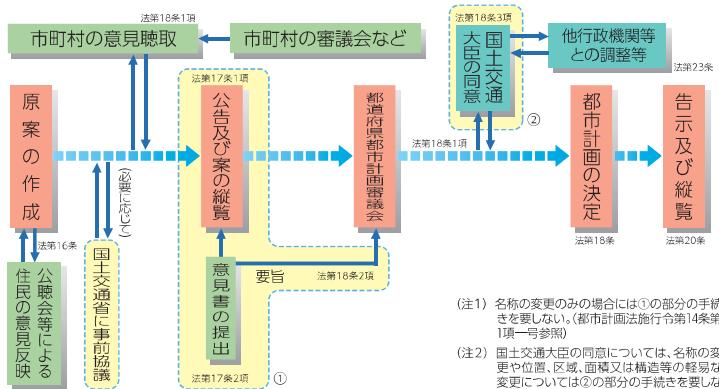
都市計画の概要

## □都市計画決定手続き

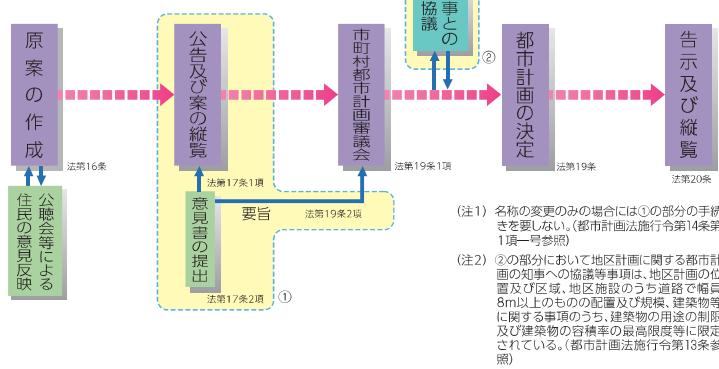
都市計画の決定は、市町村にとってその都市のあり方を決める重要なものなので、都市計画の案は市町村が作成することを原則としています。

都市計画のうち市町村の区域を超える広域的・根幹的な都市計画及び国の利害に重大な関係がある都道府県を決定しようとすることは、県が市町村の意見を聞き、必要に応じて国土交通大臣の同意を得て決定し、その他のものは市町村は知事に協議し、決定します。

#### ■県が定める都市計画決定の手続き



## ■市町村が定める都市計画決定の手続き

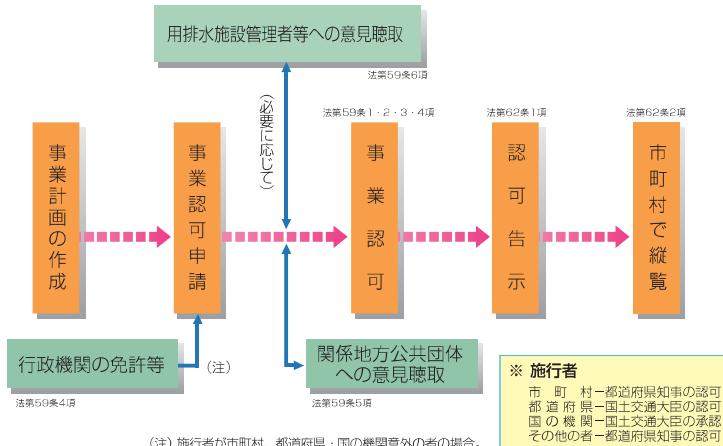


## ■ 都市計画の概要

## □都市計画事業の手続き

都市計画事業とは、都市計画で定められた道路、公園などの都市施設の整備や市街地の合理的で健全な土地利用を図るために行われる市街地開発事業をいいます。都市計画事業の施行者は、市町村・県・国の機関、その他の者に区分されます。施行者は原則として、都市計画事業の認可を受けて、必要な土地の

## ■事業認可の手続きの流れ



#### ◇都市計画決定による規制

都市計画が定められると、事業の障害となるような行為を排除し、将来実施される都市計画事業が確実かつ円滑に進められるよう制限が与えられます。

- ① 都市計画施設等の区域内における建築の規制（都市計画法第53条）  
都市計画が定められた都市施設の区域、または市街地開発事業の施行区域内において、建築物を建築しようとするときには、許可を受けなければなりません。この場合、その建築物が都市計画に適合しているか、または階数が2以下で地階がなく主要構造部が木造、鉄骨造などで容易に移転除去できるものについては許可されます。

なお、都市計画施設などの区域内における建築の制限は、都市計画事業の認可の告示後は、都市計画事業制限にかかります。

② 都市計画事業制限（都市計画法第65条）  
都市計画事業の事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、5トンを超える物件の設置などを行おうとするときには、許可を受けなければなりません。

これを都市計画事業制限といい、事業の円滑な施行を確保するため、都市計画法第53条よりも厳しい制限となっています。

## ■土地利用

### □市街化区域及び市街化調整区域

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けています。

市街化区域とは、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的に計画的に市街化を図るべき区域」であり、市街化調整区域とは「市街化を抑制すべき区域」をいいます。

この区分を有する都市計画区域は、一般に「線引き都市計画区域」といわれており、すべ



### ■市街化区域及び市街化調整区域決定状況

令和2年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域 (ha)
仙塩広域都市計画	仙 台 市	18,010	26,286
	塩 塚 市	1,291	446
	名 取 市	1,773	8,044
	多 賀 城 市	1,350	619
	岩 沼 市	1,152	4,893
	富 谷 市	1,197	3,721
	松 島 町	288	5,064
	七 ケ 浜 町	416	903
	利 府 町	916	3,573
	大 和 町	990	5,200
	大 衡 村	502	2,300
小 計	6市4町1村	27,885	61,049
石巻広域都市計画	石 巷 市	3,316	9,688
	東 松 島 市	756	9,430
	女 川 町	340	3,511
小 計	2市1町	4,412	22,629
合 計	8市5町1村	32,297	83,678

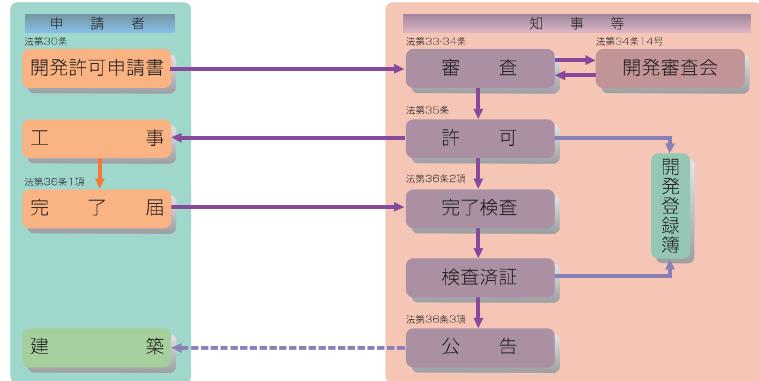
### □開発許可制度

無秩序な開発を防止するため、開発行為を許可制することによって、計画的な市街地整備を図るとともに、開発行為に一定の水準を保たせようとするのが開発許可制度です。

このため、開発行為を行う場合には、一定のものを除き、知事等の許可が必要です。

また、市街化調整区域においては、開発行為は原則として認められず、特に定められたものだけが例外的に許可され、さらに開発行為を行わずに建築だけを行うときや建築物の用途を変更するときにも許可が必要であり、この場合も許可されるものは限定されます。

### ■開発許可制度の手続き



- (注) 開発許可申請は仙台市内は仙台市長、石巻市内は石巻市長、大崎市内は大崎市長にそれぞれ行う。
- (注) 開発区域が仙台市と他の市町にまたがる時は知事と仙台市長に、石巻市又は大崎市と他の市町村にまたがる時は、知事に開発許可申請を行う。
- (注) 仙台市、石巻市及び大崎市以外で10,000㎡未満（市街化調整区域を除く）の開発許可申請は所轄の県土木事務所長に行う。

## □地域地区

地域地区は、都市計画区域内における住居、商業、工業、その他の用途の適正な配分を通じて、都市機能の維持増進、住宅環境の保護、商工業活動の利便性の増進、災害の危険防止、風致美観の保全、公害の抑制などを行い、都市環境の保全・向上を図ることを目的として定められます。

### ○用途地域

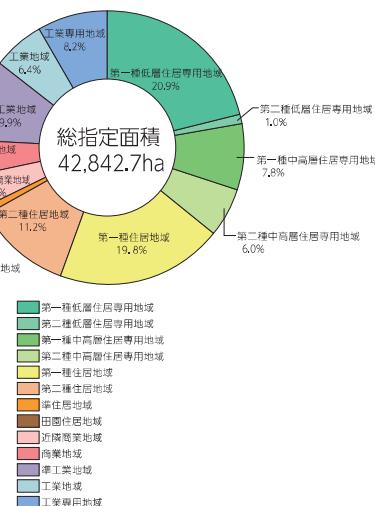
用途地域は地域地区のうち最も基本的なもので、建築物の用途や建蔽率・容積率・高さなどに制限を加えることにより、多種多様な用途の建築物の混在を防止して、地域の性格に応じた良好な都市環境を形成することを目的として指定されるものです。

用途地域は、それぞれの地域の特性に応じて、13種類に区分されており、線引き都市計画区域においては、原則として市街化区域において指定されます。

また用途地域ごとの具体的な建築制限については、建築基準法で定められています。

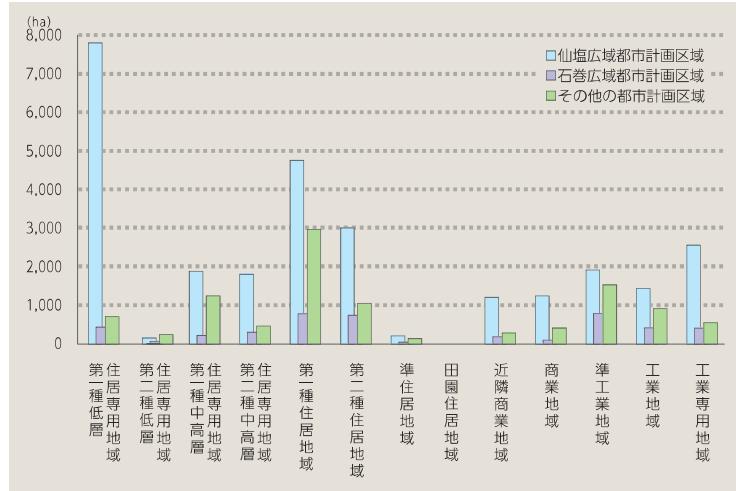
### ■用途地域指定面積割合

令和2年3月31日現在



### ■用途地域指定状況

令和2年3月31日現在



### ■用途地域の種類及びイメージ

#### ①第一種低層住居専用地域



#### ②第二種低層住居専用地域



#### ③第一種中高層住居専用地域



#### ④第二種中高層住居専用地域



#### ⑤第一種住居地域



#### ⑥第二種住居地域



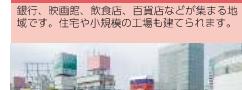
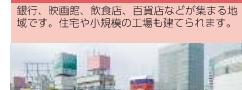
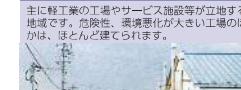
#### ⑦準住居地域

\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)



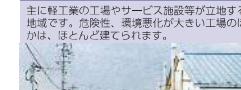
#### ⑧田園住居地域

\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)

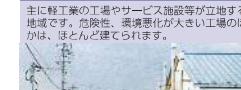


#### ⑨近隣商業地域

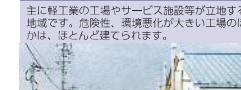
\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)



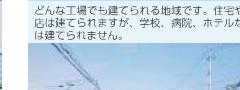
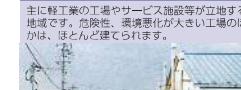
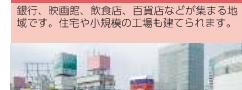
\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)



\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)

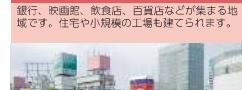
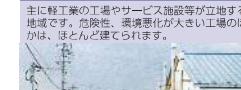


#### ⑩商業地域



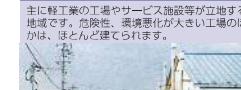
#### ⑪準工業地域

\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)

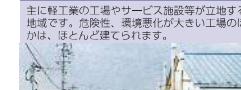


#### ⑫工業地域

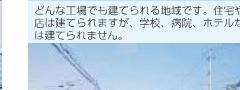
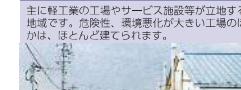
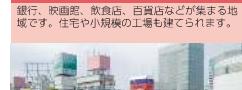
\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)



\*東内で測定実績なし(令和3年3月末時点)



#### ⑬工業専用地域



#### ■用途地域内の建築物の用途制限

【平成30年4月1日施行】建築基準法

\* ○:建てられる用途 ▲、①~⑥:条件付で建てられる用途 □:建てられない用途

#### ■用途地域内の容積率・建蔽率の制限

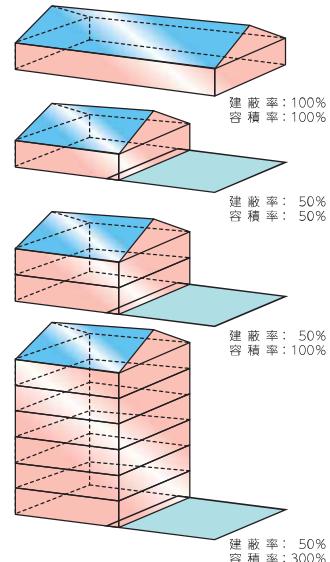
容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）及び建蔽率（建築面積の敷地面積

に対する割合) の最高限度は、用途地域ごとに次のように定められています。

用途地域指定の有無		容積率(%)						建蔽率(%)			
用途地域の指定がある区域	第一種低層住居専用地域	50 60 80 100 150 200						30 40 50 60			
	第二種低層住居専用地域										
	第一種中高層住居専用地域	100 150 200 300 400 500									
	第二種中高層住居専用地域										
	第一種住居地域							50 60 80			
	第二種住居地域	100 150 200 300 400 500									
	準住居地域							30 40 50 60			
	田園住居地域	50 60 80 100 150 200									
	近隣商業地域	100 150 200 300 400 500						60 80			
	商業地域	200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300						80			
用途地域の指定がない地域		50 80 100 200 300 400						30 40 50 60 70			

\*赤字は宮城県内で定めているもの

## ■容積率及び建蔽率の計算例



#### ■ その他の建築物の形態制限

用途地域内の建築物の形態制限には、容積率、建蔽率のほか、建築基準法の規定によるよ<sup>り</sup>前道路の幅員との関係で高さの制限を受ける「道路斜線制限」、隣地境界線との関係で高さの制限を受ける「隣地斜線制限」や「北側斜線制限」、あるいは主として住居系用用途地域における日照を確保するため中高層の高さを制限する「日影制限」などがあります。

### ○特別用途地区

特別用途地区は、用途地域の土地利用の規制に加えて、その地区の特有の目的に応じて規制の緩和や強化を行うことにより、土地利用の向上や環境の保護などを図るために定めるもので、市町村の条例により建築物の制限が行われます。

特別用途地区的うち、本県では次の地区が指定されています。

### ●特別工業地区

特別工業地区は、立地する工場の業績や業態を限定し、特定の工業の利便性の向上と地区に即応した土地利用の適正化を図ること、あるいは、地区内の住宅環境を保護し、立地する工場と調和のとれた土地利用を図ることなどを目的として定めるものです。

本県では、5市1町で指定されています。

### ●文教地区

文教地区は、学校などの教育文化施設と一体となった良好な環境の保護を図る地区や住宅地の良好な文教的環境の保護を図る地区などに指定されるものです。

本県では、仙台市において指定しています。



文教地区  
(仙台市 東北大・宮城教育大学・東北工業大学周辺)  
(写真提供：宮城県観光課)

### ●特別業務地区

特別業務地区は、卸売市場、トラックターミナル、倉庫などの流通業務施設やこれらに関連する工場などの集約的な立地を促すことで、業務の利便性の向上を図ることを目的として定められています。

特別業務地区は、仙台市を含めて4市で指定されており、仙台市では基本となる用途地域により建築制限の内容が異なることから、8種類に区分して指定しています。

### ●大規模集客施設制限地区

大規模集客施設制限地区は、都市機能の適正な立地誘導を図るために、劇場や店舗等で10,000m<sup>2</sup>を超えるいわゆる大規模集客施設を制限する目的で定めるものです。

本県では、仙台市を含めて3市で指定されており、比較的建築制限の緩やかな、準工業地域などで定められています。

#### ※大規模集客施設

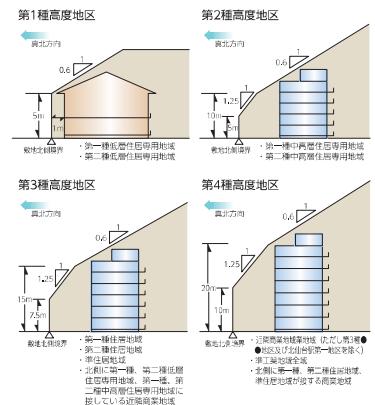
劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ等又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場等に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万m<sup>2</sup>を超えるもの。

### ○高度地区

高度地区は、用途地域内において、日照、通風、採光などの都市環境を維持することや土地を有効に利用するため、建築物の高さを最高限度又は最低限度を定めるものです。

本県では、仙台市において最高限高度地区（4種類）と最低限高度地区を定めています。

### ■高度地区制限図



建築物の建築面積に該当する各部分の高さは、地盤面より7m以上とする

### ○高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を定め、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保しようとするものです。

本県では、26地区（6市1町）で指定しています。



高度利用地区（仙台市中央一丁目第二地区）  
(写真提供：宮城県観光課)

### ○都市再生特別地区

都市再生特別地区は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として定められた土地再生緊急整備地域のうち、用途地域等による用途規制や容積率制限等を適用除外とした上で、特別の用途、容積、高さ等を定め、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る建築物の建築を誘導するものです。

本県では、仙台市において2地区指定しています。

### ○防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、建築物が密集している地域を対象に、火災による危険を防除することを目的として定められます。これらの地域に指定されると建築基準法において、一定規模以上の建築物は、耐火建築物などの構造とする必要があります。

本県では、8市において、中心商業地や周辺の既成市街地などの防災上重要な地区を対象に指定しています。

### ○風致地区

風致地区は、都市内の、樹林地、丘陵、渓谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な人文景勝地について、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るため定められるものです。

地区内の建築物の建築等の規制は、市の条例で行われ、本県において10地区（3市）で指定しています。



風致地区（仙台市 台原地区）

## ○駐車場整備地区

駐車場整備地区は、自動車交通が著しく輻そうする地区において、駐車場の整備を推進することにより、道路の効用を保持するとともに、円滑な道路交通を確保することを目的として、駐車場法に基づいて定めるものです。

駐車場整備地区を定めたときには、市町村は駐車場整備計画を定めて、その地区内の駐車需要の現況と将来の見通しから必要な施設などを実施することになります。

本県では、3地区(2市)で指定しています。

## ○臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区であり、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図る観点から必要のある区域が指定されています。地区内に大規模な工場・事業場を新築・増築する場合などは、港湾法に基づく届出が必要となり、また、地区内に港湾管理者が分区を指定すると構築物の新築・改築又は用途を変更が県の条例により規制されることになります。

本県では、5地区(6市2町)で指定しています。



臨港地区（仙台塩釜港仙台港区）

(写真提供：国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所)

## ■土地利用関係決定状況

都道府県区域	市町村名	利活用地区														合計
		特別工業区	支那地区	特別埋立地	大農場	高麗村	高麗利活用	防火地域	防火地	監視地	社中場	監視地	都市再生	特別保護地	保育区域	景観地
宮城県	仙台市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宮城県	尾崎市															
宮城県	名取市															
宮城県	多賀城市			●												
宮城県	亘理町															
宮城県	七ヶ浜町															
宮城県	石巻市				●											
宮城県	東松島市	●			●											
宮城県	女川町															
宮城県	気仙沼市				●			●	●							
宮城県	白石市															
宮城県	大河原町							●								
宮城県	村田町															
宮城県	大崎市				●											
合計		6	1	4	3	1	7	2	8	3	2	8	1	1	1	1

## ○特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地や、生態系に配慮したまちづくりのために動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る目的で定めるものです。

本県では、仙台市において4地区指定しています。



蕃山特別緑地保全地区（仙台市）

## ○景観地区

景観地区は、市街地の良好な景観形成を図るために、既に良好な景観が形成されている地区や、今後良好な景観を形成していく地区に指定します。地区内の建築物や工作物の形態意匠、色彩等が市町村条例により制限され、建築等の際には許可が必要となります。

本県では、仙台市において3地区指定しています。



宮城野通地区（仙台市）

## ○伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区は、周囲の環境と一体となって歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの、及びこれと一体となっている環境の保全を目的として文化財保護法に基づき定める地区です。地区内の伝統的建造物群の保存のために必要な現状変更の規制等は市町村の条例により定められており、建築等の際には許可が必要となります。

本県では、村田町において1地区指定しています。



村田町伝統的建造物群保存地区（村田町）

## □被災市街地復興推進地域

被災市街地復興推進地域は、被災市街地復興特別措置法に基づき、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を図るために、土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路、公園等の公共施設の整備を実施する必要がある区域を定め、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、福祉の増進に寄与する目的で指定されます。地域内は、災害の発生した日から起算して2年以内の定められた期間中、土地の形質の変更や建築物の新築、改築等を行う際には都道府県知事の許可を受ける必要があります。

本県では東日本大震災後に、石巻市、気仙沼市を含めて12地区(5市2町)で指定しています。

## ■都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設で、まちづくりの骨格となるものです。

このような施設のうち必要なものを都市計画で定めることとしています。

### □交通施設

#### ○道路

都市における道路は、都市交通施設（交通路、沿道利用）としての機能のほか、居住環境を維持する空間（通風、採光、オーブンスペース等）としての機能、都市防災施設（避難路、救援路、延焼遮断）としての機能、他の都市施設（電気、電話、上下水道、ガス等）のための空間としての機能、街区を構成する機能、市街化を誘導する機能等、様々な機能をもっています。

現在、都市計画道路は、14市17町1村において総延長約1,501kmが都市計画決定されています。

#### ●自動車専用道路

自動車専用道路いわゆる高速道路は、比較的移動距離が長い交通の処理を行うために設計速度を高くして車両の出入りを制限した、自動車が専用通行する道路です。



自動車専用道路（仙台北幹線－富谷市）



幹線街路（八幡築港線－塩竈市）



区画街路（駅西小路線－多賀城市）



特殊街路（史都中央通線－多賀城市）

### ■都市計画道路の決定状況

令和2年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	延長（m）
仙塙広域都市計画	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村	811,705
河北都市計画	石巻市	2,110
石巻広域都市計画	石巻市、東松島市、女川町	161,400
気仙沼都市計画	気仙沼市	49,840
仙南広域都市計画	白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	173,360
栗原都市計画	登米市、栗原市	49,560
登米都市計画	登米市	35,960
大崎広域都市計画	大崎市、加美町、涌谷町、美里町	160,230
亘理都市計画	亘理町	39,840
山元都市計画	山元町	11,060
志津川都市計画	南三陸町	6,050
合 計		1,501,115

## ○道路関連施設

## ●駅前広場

駅前広場は、鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関とを結ぶ鉄道駅等の交通結節点において、円滑な乗り継ぎを確保し、交通の集中化による混雑を解消することを目的として周辺幹線街路と一体となって道路の一部として設置されるものです。また、駅前広場は都市の貴重な公共空間であり、都市または地域の表玄関として都市景観上も重要な役割を果たしています。

## ●自動車ターミナル

自動車ターミナルは、広域幹線道路のインターチェンジなどの交通の結節点において整備されるもので、バス・トラックなどの発着を集約し、交通の円滑化と輸送の効率化を図るとともに公共交通機関の利便性を高めることを目的とする施設です。

本県では、仙台市において1箇所、名取市において1箇所で都市計画決定しています。



駅前広場（駅前大通線－岩沼市）

## ○駐車場

駐車場は、自動車と他の交通機関との結節点として、また、交通目的地の近くにおけるターミナルとしての役割をもち、都市交通の円滑化を図るため、都市交通体系の一環として設置されるものです。このうち、都市計画駐車場とは、一般公共の用に供するべき基幹的なもので、かつ、その位置に永続的に確保すべきものである場合に、都市計画に定められる路外駐車場です。

## ●自動車駐車場

自動車駐車場は、商業・業務施設が集積している都市の中心部や鉄道駅周辺で、その施設に発生集中する車の路上駐車を排除することや、その周辺の交通混雑の解消を目的として設置されます。

本県では、2市の4箇所で都市計画決定しています。

## ●自転車駐車場

自転車駐車場は、通勤・通学者の自転車利用の増加による鉄道駅周辺などの放置自転車の問題を解決するため設置されています。

本県では、5市9箇所で都市計画決定しています。



自動車駐車場（動物公園駅自動車駐車場－仙台市）



自転車駐車場  
(薬師堂駅自転車駐車場－仙台市)

## ■駐車場決定状況

令和2年3月31日現在

市町村名	箇所数	
	自動車駐車場	自転車駐車場
仙 台 市	3	5
塩 竈 市	1	1
多 賀 城 市		1
岩 沼 市		1
石 卷 市		1
合 計	4	9

## ○都市高速鉄道

都市高速鉄道は、都市における通勤、通学、その他の日常生活に必要な交通を処理し、道路とともに都市を形成する根幹的な交通施設です。大量・高速・安全・定時性に優れた都市高速鉄道は、深刻化する道路交通問題を開拓するために、極めて有効な輸送機関です。都市的機能の集積が著しい仙台市では、道路交通混雑の解消と大量輸送を図るため、都市高速鉄道南北線、東西線を都市計画決定しています。

また、JR仙石線や東日本大震災の被害を受けたJR常磐線も都市計画決定しています。



仙石線多賀城地区連続立体交差事業（多賀城市）

## ■道路と鉄道との立体交差

平面鉄道は、踏切事故の危険性があり、道路交通が遮断されて地域分断の原因になるなど、健全な都市活動の大きな障害となっています。

このため本県では、これらの問題を抜本的に解決するために、仙台市、多賀城市及び塩竈市の中心市街地において、都市高速鉄道や道路等を都市計画決定し、道路と鉄道を連続的に立体交差させる連続立体交差事業を実施しました。

## □公園・緑地等の公共空地

都市の中に緑とオープンスペースを確保する公園や緑地は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観をうるおいあるものにします。また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地になるなど、都市の生活環境として欠くことのできないものです。

## ○公園

都市公園には次のようなものがあります。

## ●街区公園

主に半径250m程度以内の街区に住む人々が利用する公園（標準面積0.25ha）

## ●近隣公園

主に半径500m程度以内の地区に住む人々が利用する公園（標準面積2ha）

## ●地区公園

主に半径1km程度の歩行圏域内に住む人々が利用する公園（標準面積4ha）

## ●総合公園

主に一つの市町村内に住む人々が休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用する公園（標準面積10ha以上）

## ●運動公園

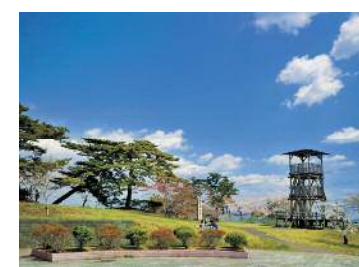
主に一つの市町村内に住む人々が運動のために利用する公園  
(標準面積15ha以上)



街区公園（東川原町公園－大崎市）



近隣公園（明石台公園－富谷市）



地区公園（君ヶ岡公園－七ヶ浜町）



総合公園（スパッシャンランパーク－白石市）



運動公園（利府町中央公園（野球場）－利府町）

**●広域公園**

複数の市町村に住む人々が休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用する公園（標準面積50ha以上）

**●特殊公園**

主に都市の風致を守り、享受する公園または動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

**○緑地**

緑地には次のようなものがあります。

**●緩衝緑地**

緩衝緑地とは、大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の緩和、もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域とを分離遮断することが必要な位置に配置する緑地です。

**●都市緑地**

都市緑地とは、主として自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地をいいます。

**●緑道**

市街地における都市生活の安全性、快適性の確保を目的に、植樹帯及び歩行者道または自転車路を主体として、学校、公園、ショッピングセンター、駅前広場、避難場所などを相互に連絡する緑地をいいます。



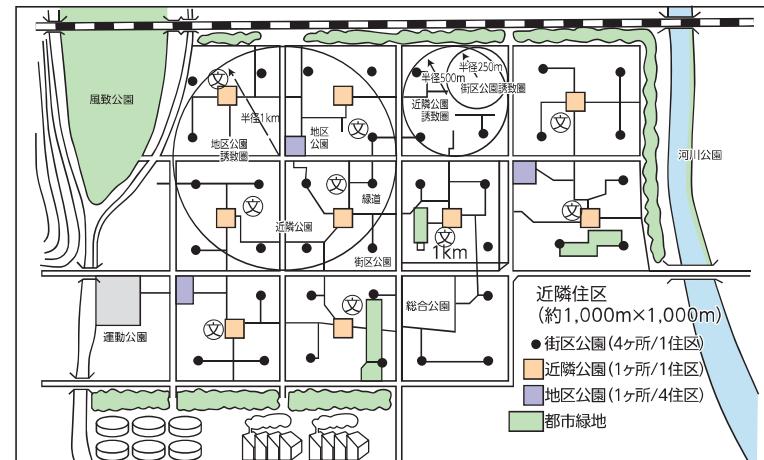
広域公園  
(加瀬沼公園ー塩竈市、多賀城市、利府町)



緩衝緑地  
(多賀城緑地ー多賀城市)

**■都市公園の配置の考え方**

都市計画における公園や緑地は、次のように配置されます。

**■公園及び緑地の都市計画決定状況**

令和2年3月31日現在

種類	箇所数	面積 (ha)
街区公園	747	198.97
近隣公園	99	199.6
地区公園	33	198.9
総合公園	18	451.1
運動公園	9	174.0
特殊公園	16	303.8
広域公園	8	1,660.4
計	930	3,186.77
緑地	82	1,206.4
合計	1,012	4,393.17

## ○広場

広場とは、主に歩行者等の休息、観賞、交流等の場として、ショッピングセンターやビジネスセンターなどの多くの人々が集まる場所や、緑道や歩行者専用道路の起終点や結節

点に設けられる公共空地です。

本県では、仙台市において1箇所都市計画決定しています。



広場（杜の広場—仙台市）

## ○墓園

墓園とは、従来の墓地のもつ故人を葬り、また憩い場所であるとともに、都市住民が参拝と同時に散策、休息の場としても利用できるよう、自然的環境を有する静寂な土地に設置する公共空地です。

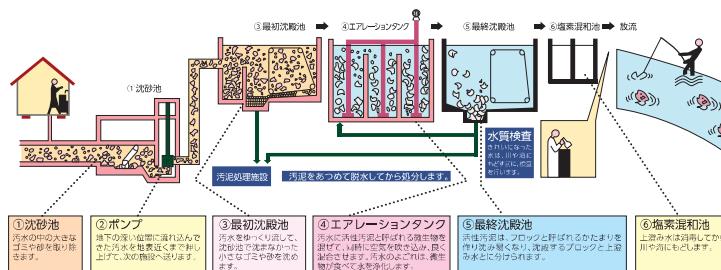
## ■墓園の決定状況

令和2年3月31日現在

市町村名	箇所数	面積 (ha)
仙台市	3	370.6
塩竈市	1	6.1
名取市	1	10.2
石巻市	1	60.9
登米市	1	1.4
合 計	7	449.2

## □供給・処理施設

都市に居住する人々が快適な都市生活を営むために欠くことのできない都市施設に、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場などの供給・処理施設があります。これらの施設は、極めて公共性の高い施設であり、他の土地利用や都市施設と整合を図り計画的な整備を行うことが必要なため、原則として都市計画でその敷地の位置などを決めることがあります。



## ●流域下水道

2以上の市町村の区域内の下水道を整備するもので、施設は、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場（浄化センター）より構成され、その設置・管理は、原則として県が行います。

また、市町村は、計画区域内の下水を排除するために、流域幹線管渠に接続する枝線管渠からなる関連公共下水道を設置・管理します。

このように流域下水道は、県と市町村が一體となって整備を進めていくものです。

## ○下水道

下水道は、健康で快適な生活環境を創り出すとともに、川や湖沼・海などの水質保全を図る上で重要な役割を果たしています。

## ●公共下水道

公共下水道は、市街地における下水を排除し又は処理するため、市町村が設置・管理する下水道で、終末処理場を有するものを単独公共下水道といい、流域を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。

## ●都市下水路

都市下水路とは、主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、浸水被害が著しい場合、公共下水道の雨水管渠整備に先行して、あるいはこれを補完するための施設です。



流域下水道（北上川下流域下水道 石巻净化センター石巻市）



令和3年3月31日現在

**迫川流域下水道**

登米市、栗原市からなる地域を対象に、目標年次を令和17年度とした計画を策定し、平成5年度に着工、平成12年度より処理を開始しています。

**吉田川流域下水道**

富谷市他2町1村からなる地域を対象に、令和17年度を目標年次とした計画を策定し、昭和63年に着工、平成4年度より処理を開始しています。

**仙塩流域下水道**

仙台市他2市3町からなる地域を対象に、令和17年度を目標年次とした計画を策定し、昭和47年に着工、昭和53年度から処理を開始しています。

**阿武隈川下流流域下水道**

岩沼市他4市6町からなる地域を対象に、令和17年度を目標年次とした計画を策定し、昭和49年に着工、昭和59年度より処理を開始しています。

**北上川下流**

石巻市、東松島市からなる地域を対象に、令和17年度を目標年次とした計画を策定し、平成3年度に着工、平成10年度より処理を開始しています。

**北上川下流東部流域下水道**

石巻市、女川町からなる地域を対象に、令和17年度を目標年次とした計画を策定し、平成8年度に着工、平成12年度より処理を開始しています。

**○汚物処理場**

汚物処理場は、公共下水道で処理されない、くみ取りし尿などを処理するための施設です。

**○ごみ焼却場**

ごみ焼却場は、都市から排出される一般ごみを焼却することにより、容積を減じるとともに、衛生的に安定化、無公害化するための施設です。

**○ごみ処理場**

粗大ごみ、不燃ごみなどを焼却、資源回収、埋め立て処分する前処理として、破碎、圧縮などの処理を行う施設です。

**■供給処理施設の決定状況**

令和2年3月31日現在

市町村名	汚物処理場	ごみ焼却場	ごみ処理場
仙台市		3	
塩竈市	1	1	
名取市			1
岩沼市	1	1	
富谷市			2
松島町	1		
利府町			1
石巻市	1	1	
東松島市			1
女川町			1
気仙沼市	1	1	
村田町			1
柴田町	1		
大崎市	2	1	1
加美町	1	1	
涌谷町	1	1	
山元町			1
合計	9	17	2



ごみ焼却場（亘理名取共同衛生処理組合ごみ焼却場－岩沼市）

## □その他の都市施設

その他の都市施設として、市場、と畜場または火葬場、河川その他の水路、また学校その他の教育文化施設などを必要に応じて都市計画決定します。

### ○市場

卸売市場は、野菜、果物、魚類、肉類などの生鮮食料品等の取引の適正化、流通の円滑化と市民の消費生活の安定を図るための施設です。

### ○と畜場

と畜場は、牛、豚などを食肉用に処理するための施設です。

食肉の需要は食生活の変化に伴い増加しており、食品衛生、食品流通、公害対策などから施設の近代化を進めています。

### ○火葬場

火葬場はその施設の性質上、周辺環境への影響を十分に考慮する必要があり、とりわけ居住環境への配慮が求められます。

このため近年では、火葬炉設備の性能がさらに向上していることに加えて、緑化などによる周辺環境との調和に配慮した近代的な施設が建設されています。

### ○河川

河川は、道路や公園などと同様に都市の骨格を形成する基幹的な施設であり、洪水被害を軽減するとともに、うるおいのある水辺環境を創出することにより、安全で快適な都市環境を維持・保全するために都市計画決定されます。

### ○教育文化施設

地域住民の健康の増進やスポーツ振興を図るために体育館や生涯学習活動の促進や新たな交流の場を創出するために、仙台市体育館などを都市計画決定しています。

### ○一団地の住宅施設

一団地の住宅施設は、宅地造成と住宅建設を一体化し計画的に整備された良好な住宅の供給を図るため、都市計画決定されます。

### ○一団地の津波防災拠点市街地形成施設

一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、津波発生時において、都市機能を維持するための拠点となる市街地の整備を図る観点から、道路、住宅、病院、官公庁施設、避難所などの施設を一体的に都市計画決定するものです。

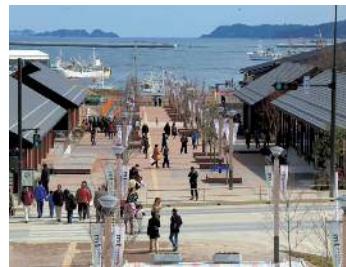


市場（石巻市水産物地方卸売市場－石巻市）

（写真提供：石巻市）



火葬場（名取市火葬場－名取市）



一団地の津波防災拠点市街地形成施設  
(女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設－女川町)

## ■その他の都市施設の決定状況

令和2年3月31日現在

市町村名	火葬場	市場	と畜場	河川等	教育文化施設	一団地の住宅施設	一団地の津波防災拠点市街地形成施設
仙 台 市	1	2	1		2		
塩 爻 市	1	2				1	1
名 取 市	1						
多 賀 城 市							1
岩 沼 市	1						
富 谷 市					3		
利 府 町	1				1		
大 和 町	1				1		
石 巷 市	1	1					2
東 松 島 市	1	1					2
女 川 町	1	1					1
気 仙 沼 市				1			2
白 石 市	1						
角 田 市					1		
大 河 原 町			1				
丸 森 町	1						
栗 原 市	1						
登 米 市	1				1		
大 崎 市	1						
亘 理 町	1	1					
山 元 町							2
南 三 陸 町	1						1
合 計	16	10	1	6 <sup>注①)</sup>	3 <sup>注②)</sup>	1	12

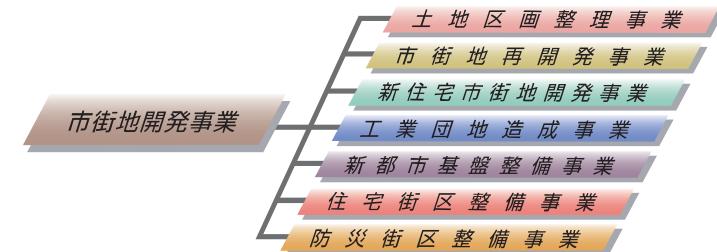
注①) 防水施設（調整池）を含む

注②) 学校を含む

## ■市街地開発事業

市街地開発事業は、既成市街地や今後市街化を図る区域において計画的に面的なまちづくりを進める事業です。市街地開発事業では、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を営める良好な市街地の形成を目標に公共施設（道路・公園など）の整備や宅地の造

成、建築物の改善を行います。  
市街地開発事業には7種類ありますが、本県では、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び新住宅市街地整備事業を実施しています。

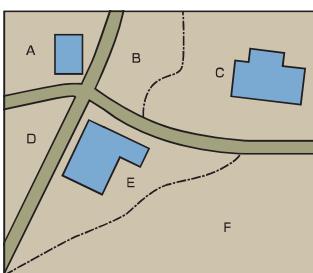


### □土地区画整理事業

土地区画整理事業は、健全な市街地として整備すべき区域について、土地所有者が土地の一部を出しあい、宅地と公共施設との一

的な整備を行うことにより、道路・公園などの公共施設の整備の改善と宅地の利用増進を図ることを目的としています。

施行前



施行後



#### ●換地

土地区画整理事業では、従前の宅地と施行後の宅地とでは、形状、面積、位置などが変化します。

この従前の宅地に換わるべきものとして生み出された宅地を換地といいます。

換地に当たっては、従前の宅地と換地先の条件が位置、面積、利用の面などにおいて、できるだけ同じ条件になるようにすることを原則としています。

#### ●公共減歩

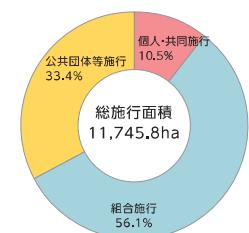
道路、公園などに新たに必要となる公共施設の用地を確保するために土地の一部を提供してもらうことを公共減歩といいます。

#### ●保留地減歩

土地区画整理事業では、土地を売却することにより事業費の一部をまかねいますが、このための土地を提供してもらうことを保留地減歩といいます。

### ■土地区画整理事業の施行者別実施状況

令和3年3月31日現在

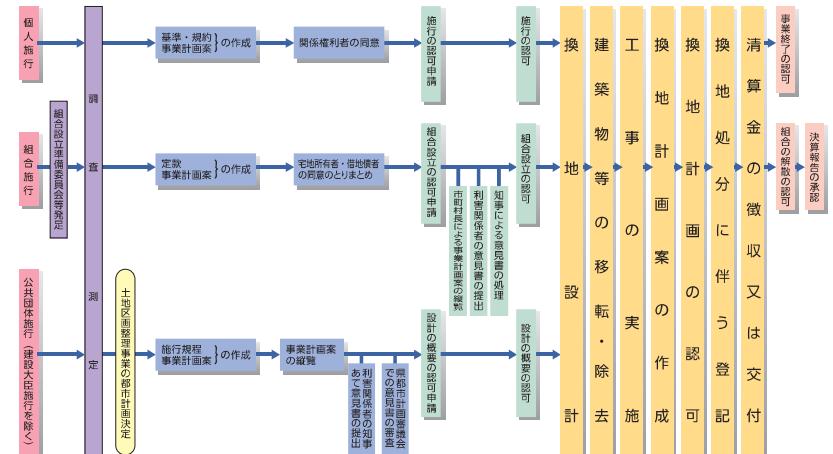


### ■土地区画整理事業の実施状況

令和3年3月31日現在

実施主体	施工済(ha)	施工中(ha)	計(ha)
個人・共同実行	1,216.9	11.0	1,227.9
組合実行	6,383.5	206.6	6,590.1
公共団体等実行	3,624.6	303.2	3,927.8
合計	11,225.0	520.8	11,745.8

### ■土地区画整理事業の流れ



**■事業例**

仙台港背後地地区画整理事業（仙台市、多賀城市）



&lt;施行前&gt;



&lt;施行後&gt;



&lt;施行後&gt;

蛇田中央土地区画整理事業（石巻市）



&lt;施行前&gt;



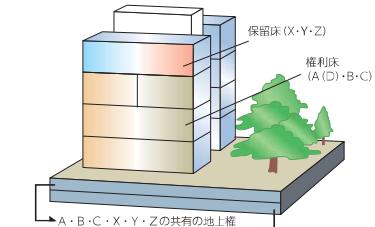
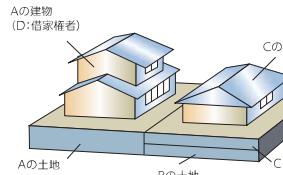
&lt;施行後&gt;

**□市街地再開発事業**

市街地再開発事業は、密集した市街地の一体的・総合的な整備を図るものであり、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替えるとともに、公園、道路など

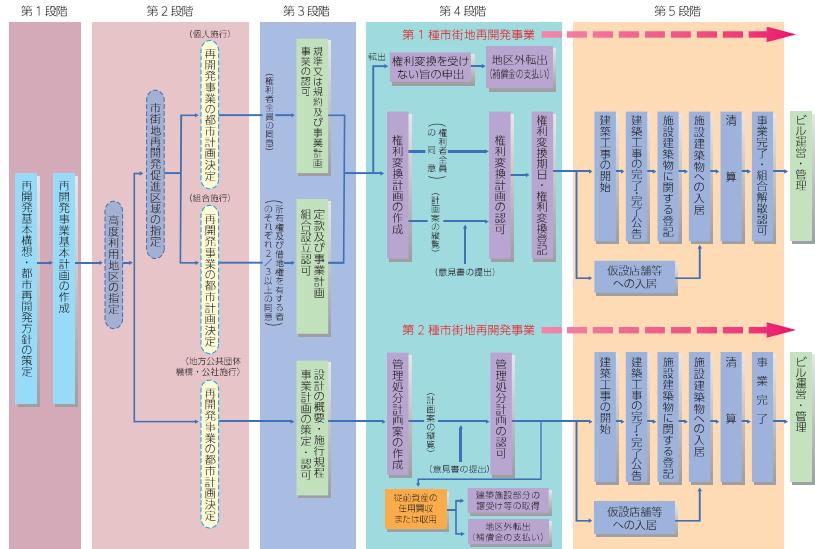
の公共施設などの整備を行うものです。

この事業は、事業用地の取り扱いにより、第1種【権利変換方式】と第2種【管理処分(用地買収)方式】に区分されます。

**■市街地再開発事業（権利変換方式）のしくみ**

施行前の権利と等しい価格の再開発ビルの権利床を権利者に与えることを基本としています。

地区外へ移転を希望する人は、申し出により転出することができます。

**■市街地再開発事業の流れ**

### ■市街地再開発事業の実施状況

令和3年3月31日現在

区分	市町村名	地区名	面積(ha)	実施年度	用途
仙台市 ◎市街地 再開発地区	仙台駅東第一	0.44	S51～S54	住宅等	
	中央一丁目第一	0.52	S52～S62	店舗等	
	仙台駅東第一・2号	0.54	S56～S61	住宅等	
	一番町四丁目第一	0.91	S57～S5	店舗等	
	長町三丁目	0.2	S63～S5	住宅等	
	花京院一丁目第三	0.3	S63～S4	住宅等	
	河原町一丁目西	0.52	H2～H7	住宅等	
	国分町二丁目第一	0.36	H4～H8	事務所等	
	仙台駅北地区第一南	1.66	S63～S9	事務所等	
	本町二丁目2番	0.22	H8～H11	事務所等	
	北仙台駅第一	3.4	H6～H12	住宅等	
	長町駅前第一	1.20	H7～H11	住宅等	
	花京院一丁目第二	0.84	H8～H11	事務所等	
	中央一丁目第二	0.6	H16～H20	店舗等	
	花京院一丁目第一	0.9	H17～H22	店舗等	
	一番町二丁目四番	0.30	H22～H26	住宅等	
塙市 大崎市 気仙沼市 多賀城市 石巻市 東松島市 名取市 亘谷市 大崎市 合計	塙電市中央	0.50	S62～S3	公益施設等	
	大河原町	0.72	H10～H12	店舗等	
	大崎市	1.8	H15～H19	店舗等	
	気仙沼市	0.4	H16～H18	住宅等	
	多賀城市	1.0	H25～H28	公益施設等	
	石巻市	0.50	H25～H28	住宅等	
	立町二丁目5番	0.30	H25～H28	住宅等	
	中央一丁目14・5番	0.30	H25～H28	住宅等	
	名取駅前	0.70	H30～R2	公益施設等	
	小計	19.14			
	亘谷市	0.80	H27～R3	住宅・店舗等	
	大崎市	1.2	H30～R4	住宅・公益施設等	
	小計	2.00			
	合計	21.14			



一番町二丁目四番地区市街地再開発事業  
(仙台市)

### □その他の市街地開発事業

#### ●新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、健全な住宅市街地を開発し、居住環境の良好な住宅地を大規模に供給することを目的とした事業です。

公的機関が土地を買収して宅地を造成するため、比較的の短期間のうちに大量の住宅地を供給することができます。

### □促進区域

促進区域は、計画的な市街地整備を促進することが適当な区域に指定します。促進区域が指定されると、一定の期間内に土地の所有者は定められた事業を行う必要があります。もし、土地の所有者などが事業を行えないときは公的機関がこれらに代わって事業を施行します。促進区域には、市街地再開発促進区域、住宅街区整備促進区域、拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域、土地区画整理促進区域がありますが、本県では、市街地再開発促進区域を仙台市において2地区指定しています。

## ■地区計画等

### □地区計画制度

地区計画制度とは、住民の生活に身近な地区レベルで、住民の意向を反映させつつ、建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路・公園などの公共施設の配置及び規模などについても、一体的に、総合的に計画することのできる都市計画・建築規制制度です。

地区計画が定められると、建築行為や開発行為などは、地区計画の内容に沿って規制、誘導され、地区の特性にふさわしいまちづくりを進めることができます。

また、地区計画は土地利用に関して詳細な計画であり、土地の権利者に新たな制限を与えることになるため、関係権利者の意見を十分に聞き合意が得られたものでなければなりません。このため、意見を求める方法を市町村の条例で定めることになっており、これを一般に「手続き条例」と呼んでいます。

本県では、217地区(11市11町1村)において地区計画を定めています。

### □地区計画等の内容

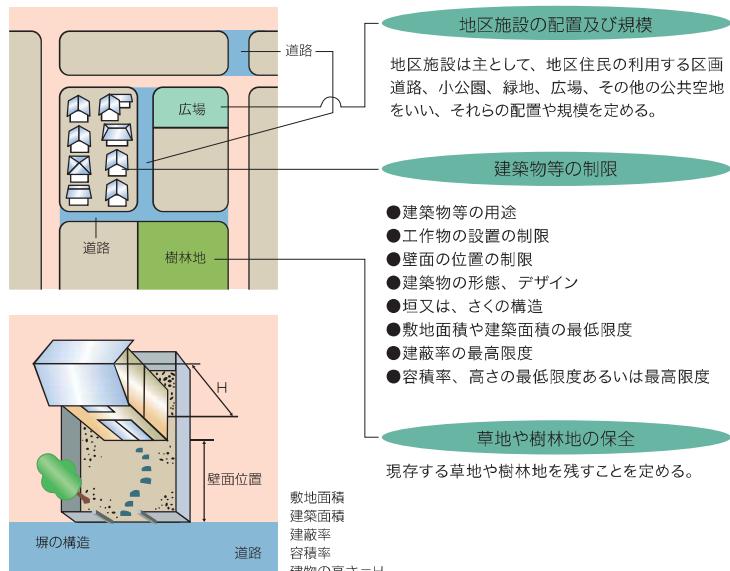
地区計画は、区域の整備・開発及び保全の方針と地区整備計画から成り立っています。

#### ●区域の整備・開発及び保全の方針

区域の整備・開発及び保全の方針とは、地区の整備を今後どのように行い、どのようなまちづくりをしていくのかを示す総合的な指針となるもので、地区計画の目標、土地利用の方針、道路及び公園などの地区施設や建築物等の整備の方針などを定めます。

#### ●地区整備計画

地区計画の方針に沿って詳しい計画を定めるのが地区整備計画であり、地区の特性に応じて、地区施設の配置及び規模、また建築物等に関する事項、樹林地などの保全等に必要な事項（土地の利用に関する事項）を定めることがあります。



## □地区計画等の種類

地区計画制度には次のようなものがあります。本県では、地区計画と集落地区計画が決定されています。

### ●地区計画

一般的に地区計画といわれる最も基本的なもので、建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細かく定め、良好なまちづくりを図るものであります。

### ●防災街区整備地区計画

密集市街地の区域内において、火事または地震が発生した場合において延焼防止及び避難上確保されるべき機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るものであります。

### ●歴史的風致維持向上地区計画

歴史的風致にふさわしい用途の建築物の整備や保全のために、当該地区的歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るものであります。

### ●沿道地区計画

道路交通騒音に対処するために沿道整備道路に接続する土地の区域で道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るものであります。

### ●集落地区計画

集落地域内の居住者にとっての営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るものであります。

## ■地区計画の決定状況

令和2年3月31日現在

市町村名	箇所数	地区計画面積(ha)
仙 台 市	113	3,009.9
塩 塚 市	2	6.0
名 取 市	14	923.9
多 賀 城 市	6	118.9
岩 沼 市	6	165.1
富 谷 市	10	623.0
松 島 町	1	53.8
七 ケ 浜 町	5	106.5
利 府 町	10	280.3
大 和 町	5	189.7
大 衡 村	3	81.6
石 卷 市	14	373.3
東 松 島 市	5	75.3
気 仙 沼 市	6	123.0
南 三 陸 町	5	49.8
大 河 原 町	1	37.8
村 田 町	1	32.1
柴 田 町	3	63.1
川 崎 町	1	33.0
登 米 市	2	49.4
栗 原 市	1	30.3
大 崎 市	6	224.5
美 里 町	1	34.3
山 元 町	3	55.7
合 計	224	6,740.3



泉パークタウン地区計画（仙台市）

## ■都市景観

### □屋外広告物の規制

本県では、美観・風致を維持するとともに、屋外広告物による公衆への危害の防止や地域の良好な景観の形成を図るため、仙台市を除く市町村において屋外広告物法と宮城県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・設置について、規制や誘導などを行っています。

### ●屋外広告物の定義

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、広告板、建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたものや、これらに類したものであります。

### ●屋外広告物の表示及び設置に関する規制

#### 1. 禁止広告物

次に該当するような広告物は、どんな場合でも表示・設置することができません。

- ① 著しく汚れたり、退色したり、塗装などがはく離しているもの
- ② 著しく壊れたり、老朽化しているもの
- ③ 倒れたり、落下したりするおそれのあるもの
- ④ 信号機や道路標識などと紛らわしいもののや、それらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

#### 2. 禁止物件

次のような公共的な物件や視覚上大きな位置を占める物件には、広告物を表示・設置することはできません。

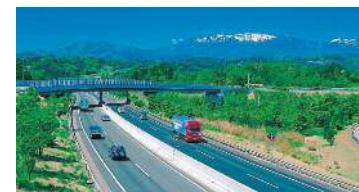
- ① 橋、トンネル、歩道橋などの高架構造物、道路等の擁壁、街路樹、信号機、道路標識、歩道さく、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、銅像など
- ② 電力柱、電信電話柱、街路灯及び軌道柱（広告物によっては表示・設置が可能）



### 3. 禁止地域

良好な景観や風致を維持する必要があると認められる地域に指定しています。

禁止地域では、自家用広告物や道標、案内図板のように必要性の高い広告物を除き、広告物を表示・設置することはできません。



【第1種禁止地域】

自然環境や都市の美しさを守るために、広告物を表示・設置することが望ましくない次のような地域です。自家用広告物や道標、案内図板の表示などについても、厳しい基準が定められています。

- ① 風致地区、文化財（建造物）の周囲50m、史跡名勝天然記念物（特別名勝松島など）、伝統的建造物群保存地区
- ② 自然環境保全地域（伊豆沼・内沼）、緑地環境保全地域、都市公園
- ③ 高速道路等および鉄道の区域で、知事が指定する区間
- ④ 官公署、学校、図書館、公民館などの公共施設の敷地
- ⑤ 墓地、火葬場、社寺、教会など

【第2種禁止地域】

新幹線や高速自動車道から展望することができるなど、広告物が過度に集中するおそれの高い次のような地域です。

- ① 高速道路等から展望できる地域で、道路から500m以内の区域（都市計画法で定められた都市計画区域の用途地域又は地区計画が定められた区域を除く）
- ② 牡鹿半島公園線から展望できる地域で、道路から100m以内の区域
- ③ 東北新幹線及び仙台空港線から展望できる地域で、鉄道から500m以内の区域（都市計画区域の用途地域又は地区計画が定められた区域を除く）など

#### 4. 許可地域

広告物を表示・設置するために、知事（権限を委譲している市町村においては当該市町村の長）の許可を受けなければならぬ地域は、次のような地域であり、土地利用などを考慮して、広告物の表示・設置の基準がそれぞれ定められています。



##### 【第1種許可地域】

良好な住環境の整備を図るため、広告物を抑制する地域です。

- ・都市計画区域のうち、第1種・第2種低層住専用地域、第1種・第2種中高層住専用地域又は田園住居地域（以下「住居専用地域等」という）が定められている区域
- ・用途地域ではないが、住居専用地域等に準じる地区計画が定められている区域

##### 【第2種許可地域】

自然環境やその周辺市街地と広告物の調和を図る地域です。

- ・市街地調整区域が定められている区域
- ・都市計画区域内で、かつ用途地域又は地区計画の定めがない地域
- ・国道、県道（主要地方道）、鉄道（東北新幹線、仙台空港線を除く）から展望できる地域で、これらの沿線500m以内の区域

##### 【第3種許可地域】

都市環境と広告物の調和を図る地域です。

- ・都市計画区域の用途地域（住居専用地域等を除く）が定められている区域
- ・都市計画区域内で地区計画（住居専用地域等に準じる地区計画を除く）が定められている区域

#### □違反広告物除却センター

本県では、自主的に違反広告物を除却しようとする団体を認定し<sup>\*</sup>、当該団体の構成員のうち、県の講習会などの受講者を「みやぎ違反広告物除却センター」として、電柱や街路樹など禁止物件に貼られている違反「は

り紙」の除却を委託しており、違反広告物の除却に実績・成果を挙げています。

※認定数（令和2年3月現在）

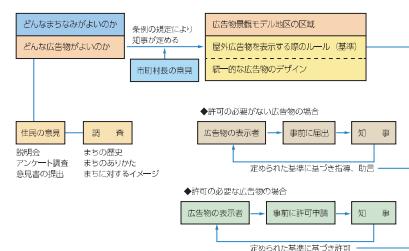
56団体 963人

#### □広告物景観モデル地区

広告物景観モデル地区は、良好な景観を形成するため特に必要と認める区域を知事が指定するものです。

地区が指定されると、県は、その地域の住民の意見を集約して定めた屋外広告物に関する基準（広告物景観指針）に基づき、屋外広告物の許可、指導、助言を行うことになります。

特に、まちづくり活動などを行っている地域において、まちづくり活動を支援する観点から、これと調和した屋外広告物の設置を図るもので



#### □広告物景観モデル地区指定状況

市町村名	地区名	指定年
大崎市	大崎市古川十日町地区	平成6年
塩竈市	塩竈市北浜沢乙線沿線地区	平成7年
大崎市	大崎市岩出山通丁南町通り沿線地区	平成8年



広告物景観モデル地区  
(塩竈市北浜沢乙線沿線地区（塩竈市）)

#### □宮城の景観形成

宮城県では、良好な景観の形成を推進するため、以下の制度を設けています。

●宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例（以下「景観条例」という）  
(平成21年7月制定)

地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

●宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（平成24年3月策定）

景観条例に基づき、施策を総合的、計画的及び広域的に推進するための基本方針となるものです。景観条例の基本理念に従って美しい景観の形成を実現するために、「基本目標」、「景観形成の基本的な考え方」を設定し、市町村や住民、事業者と「役割分担」しながら、施策を推進することとしています。

●仙南地域広域景観計画（令和2年12月策定）

蔵王連峰に象徴されるように、ひとつの市や町を越えて、自然と人と歴史が一体となって育まれた景観を有している仙南地域において、緩やかな景観コントロールを図ることと、仙南地域の市町が一体となって景観形成に取り組む契機とすることを目的としています。



とよまの街並み（登米市）（写真提供：登米市）

#### ■基本目標

「宮城の個性を表徴する景観をまもる」



#### ■景観形成の基本的な考え方

保全  
自然を保全し、自然と調和を図った良好な景観の形成を目指す

継承  
伝統や歴史・文化など、地域の個性を形づくる景観を継承していく

創造  
環境と調和した快適で魅力ある景観の創造を目指す

活用  
地域の個性を活用し、地域の活性化につながるような景観の形成を目指す

育成  
景観は共有の財産であるという社会的意識の育成を目指す

醸成  
住民・事業者・行政が一体となって景観づくりに取り組む意識の醸成を目指す

#### ■景観形成に向けての役割分担

市町村  
住民・事業者に身近な行政である市町村が、地域の豊かな文化等を生かした住民との協働による景観づくりに向けて、中心的な役割を担う。

住民  
景観づくりの主役であることを自覚し、自分たちの豊かな景観や環境への関心を高め、積極的に良好な景観の保全・創出に参加する。

事業者  
事業活動の結果が景観に影響を与える場合の問題づくりを進むやすくするために支援・指導を行ふとともに、広域的な輪郭から先導・調整を行ふ。

## □景観行政の状況

宮城県では、住民・事業者にもっとも身近な行政である市町村が景観形成の中心的な役割を担うものとして、市町村の「景観行政団体」への移行、「景観計画」の策定について、働きかけや助言・相談を行っています。

### ●景観行政団体

景観法では、景観行政の主体となる地方公共団体を景観行政団体と定めています。県内市町村においては、県知事との協議を経て、景観行政団体へ移行できます<sup>\*</sup>。

\*1 県及び仙台市は、景観法の規定により自動的に景観行政団体です。

### ●景観計画

景観行政団体は、景観計画を定めることができます。景観計画では、良好な景観の形成を図るべき一定の区域を指定し、一定規模以上の建築物の建築等や開発行為などを行う際に事前の届出を求め、景観形成に必要な基準に照らし審査を行うこととなります。

## ■県内の景観行政団体

令和3年3月31日現在

市町村名	景観行政団体となった日	景観計画施行日
宮城県	(H16.12.17)	R3.7.1 <sup>※2</sup>
仙台市	(H16.12.17)	H21.7.1
塩竈市	H23.4.1	H28.4.1
白石市	R3.2.8	—
角田市	R3.2.10	—
多賀城市	H23.4.1	H27.4.1
登米市	H20.4.1	H23.2.1
大崎市	H30.11.1	R3.10.1
蔵王町	R3.2.1	—
七ヶ宿町	R3.2.16	—
大河原町	R3.2.28	—
村田町	R3.2.15	—
柴田町	R3.1.25	—
川崎町	R3.2.22	—
丸森町	R3.2.12	—
松島町	H21.4.1	H26.3.31

### ※2 仙南地域広域景観計画

本計画は、宮城県が策定し、仙南地域2市7町が届出に係る審査等の景観行政事務を担うことにより、県と市町が連携して、広域性を有する景観の保全・形成を図ろうとするものです。

計画策定後は、宮城県は市町の広域調整・支援を行いながら、市町が「段階的な景観形成」を図っていくことで、仙南地域らしさを感じられる景観まちづくりを推進していきます。

### ■段階的な景観形成

#### 1段階

広域的観点からの景観形成の取組の支援



#### 2段階

地域に根ざした景観形成の取組の推進



#### 3段階

官民協働による景観まちづくりへの展開



一目千本桜と蔵王(大河原町)



沖の井(多賀城市)



鹽竈神社の表参道(塩竈市)

## ■都市計画に関する調査・計画

### □都市計画基礎調査

都市計画の策定とその実施を適切に行うためには、都市の形状や都市化の動向などについてできるだけ広い範囲で基礎資料を集め、これに基づき計画を策定する必要があります。このために、おおむね5年ごとに都市計画区

域において、人口、産業、土地利用、都市施設などについて現況及びその将来の見通しの調査を行い、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域などの都市計画の策定や見直しなどの基礎資料として利用しています。

人口	産業	住宅	土地利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口規模（総数・世帯数ほか）</li> <li>・人口分布（地区別）</li> <li>・人口構成（年齢・性別・産業別ほか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業別事業所数</li> <li>・製造業生産額及び商業販売額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯数及び住宅戸数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形・水系</li> <li>・土地利用現況</li> <li>・住宅開発率の現況</li> <li>・農林漁業に関する土地利用</li> <li>・法適用状況（都市計画法・農振法・自然公園法ほか）</li> </ul>

建物	都市施設	地価	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物用途別現況</li> <li>・建蔽率・容積率等の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・公済・下水道等の利用及び整備状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地価分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション施設の現況</li> <li>・景観・文化財の現況</li> </ul>

### 都市計画の策定や見直しなどの基礎資料

### □総合都市交通体系調査

都市における複雑で多様な交通問題を解決し、円滑な都市機能を確保していくためには、総合的な都市交通計画に基づいて、街路事業などの施設整備を進めることができます。そのために、図のような調査体系により街路交通調査を実施しています。特に、総合都市交通体系調査は、パーソントリップ調査の成果をもとに都市の将来像、将来土地利用で考慮した総合的なマスタープランを策定するもので、交通軸上市街地集約型都市構造の将来構想の実現のため仙台都市圏で実施しています。

1.総合的な都市交通計画を策定する調査
①都市交通実態調査
三大都市圏、地方中核都市圏、地方中心都市圏の各都市の現況、新規的な都市交通マスターplan等を策定する必要性（10年以内）、都市開発の課題に応じた都市交通実態調査や必要に応じて開拓在り行う補完調査等。
a)パーソントリップ調査
b)都心のD調査
c)中層年齢構成調査
d)全国都市交通特性調査
②都市交通マスターplan等策定調査
都市交通実態調査に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、総合的な都市交通マスターplanを策定する調査。
③都市開拓在り行う交通調査
a)都市計画道路網の現況調査
b)都市計画道路網の現況調査
④都市計画道路網の現況調査
a)都市計画道路網の現況調査
b)都市計画道路網の現況調査
⑤都市交通実態調査
a)パーソントリップ調査や中間年齢構成調査の事前検討調査
b)その他（バス・鉄道・駐車場整備計画、歩行者・自転車交通計画等の検討等）

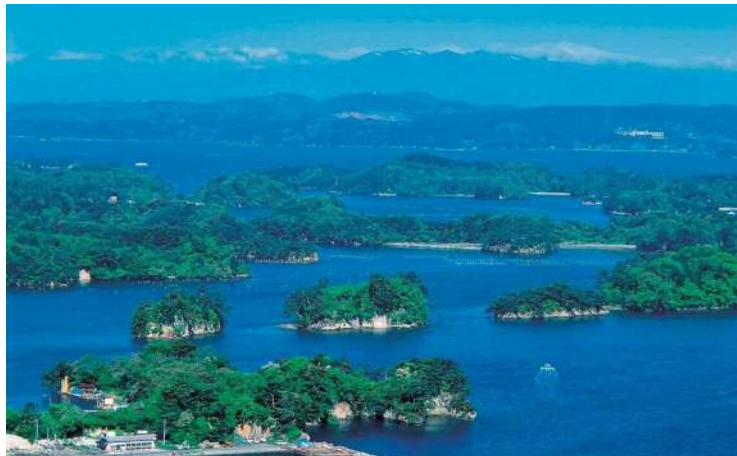
3.街路事業調査
特定の重要な街路事業について事業計画の策定のための調査。
①都市・地域総合交通戦略策定調査
②地域窓視規制調査調査
③道路立体交差事業調査
④歴史的環境整備街路事業調査
⑤市街地再開発等調査
⑥地区整理事業調査等

### □緑の基本計画と広域緑地計画

都市の身近な生活空間における自然とのふれあいや防災などの観点から都市における緑づくりへの要請が高まりを見せてています。

緑の基本計画は、市町村がその都市計画区域を対象として緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、その目標と実現のための施策などを定めた緑とオープンスペースに関する総合計画をいいます。緑の基本計画は、特別緑地保全地区や都市施設となる都市公園などの都市計画の決定に基づくもののほか、道路、河川、港湾や学校などの公共公益施設の緑化や住民や企業の緑化活動などの民有地における緑地の保全や緑化などを含めた幅広い計画となっています。このため、計画の策定段階から民意を十分反映して住民などの協力を得ながら計画を実現することを基本としています。

広域緑地計画は、県が都市計画区域全域において、ひとつの市町村の区域を越えた広域的な観点から配置されるべき緑とオープンスペースの確保目標水準や配置計画などを定めるもので、市町村が緑の基本計画を策定する際の前提条件となります。



特別名勝松島（松島町）

(写真提供：宮城県観光課)

### □環境影響評価

近年の急速な産業の進展と都市化の傾向に伴い、公害の発生や自然環境の破壊などのおそれが増えています。このため、公害の発生を未然に防止するとともに、良好な自然環境の保全を図ることを目的として、各種の開発事業等に伴う周辺環境に与える影響を、事前に調査・予測・評価して、その結果を事業計画に反映させる方法に環境影響評価（環境アセスメント）制度があります。

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、良好な都市環境の形成・保持がなされるように定めることとされています。

このようなことから、都市計画は環境影響評価と一緒にすることが適切と考えられ、都市計画に関する事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについては、都市計画を定める者が都市計画を定める際に環境影響評価を行うことになっています。

## ■東日本大震災からの復興

### □東日本大震災復興特別区域法の概要等

「東日本大震災復興特別区域法」は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めていくことを目的に、平成23年12月26日に施行されました。

復興特別区域制度では、震災により一定の被害が生じた特定被災区域等において、市町村が単独、または県と共同で所定の計画を策定し、これが国に認められると、復興事業推進のための税制上の特例や個別の規制・手続きの特例などが受けられます。

都市計画においても、「復興整備計画」を策定し、復興整備協議会で協議することで、都市計画決定に関する手続きの簡素化が可能となりました。また、被災地の実情に応じて新たに創設された津波復興拠点整備事業や市街化調整区域での土地区画整理事業の実施にあたっても、復興整備計画を活用することができるなど、事業上の特例措置も講じられています。

現在、宮城県でもこの制度を活用した復興が進められています。

出典 「復興庁 復興特区制度説明資料(平成28年4月) から抜粋加筆」

### 東日本大震災復興特別区域法の概要

#### 復興特区の制度設計の考え方

1. これまでに経験のない未曾有の被害

前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置

2. 被災状況や復興の方向性が地域によりさまざま

地域の創意工夫を生かしたオーダーメードの仕組み

3. 地方公共団体の負担軽減、迅速な対応が必要

規制・手続の特例や税・財政・金融上の特例をワンストップで適用

#### 復興特区の制度設計のポイント

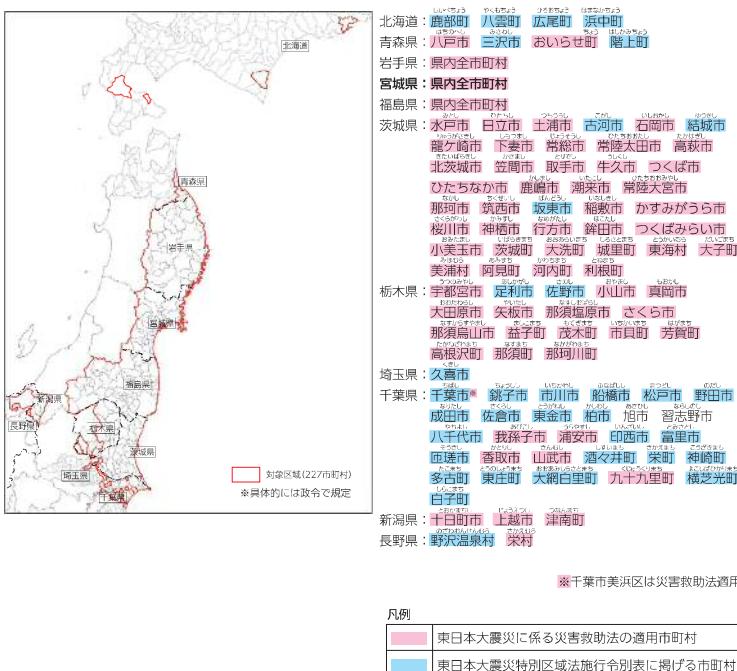
1. 震災により一定の被害を生じた区域（227市町村の区域）を特例被災区域として設定。

2. 特定被災区域において、自らの被災状況や復興の方向性に合致し、活用可能な特例を選び取る。

3. 地域の提案により新たな特例を追加・拡充することができる仕組みを導入。

## 東日本大震災からの復興

### 東日本大震災復興特別区域法の対象区域<sup>(注)</sup>



(注) 令和3年4月1日施行の改正法による対象区域は、以下のとおり

岩手県：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町  
宮城県：仙台市、石巻市、塙籠市、氣仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町  
利府町、女川町、南三陸町  
福島県：県内全市町村

## 東日本大震災からの復興

### 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である  
財特法の特定被災区域(227市町村の区域)

復興特別区域基本方針  
(閣議決定)

- 【主な内容】
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会  
・地域からの新たな特例の提案等について協議  
・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)  
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画  
・現地で開催  
・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成  
県、市町村が単独又は県と共同して作成  
民間事業者等の提案が可能  
個別の規制、手続の特例等を受けるための計画  
・必要なに応じ、公聽会、公告、縦貫  
復興整備協議会で協議・同意  
計画の公表

復興整備計画の作成  
市町村が単独又は県と共同して作成  
土地利用の再編に係る特例  
許可・手続の特例等を受けたための計画  
・必要なに応じ、公聽会、公告、縦貫  
復興整備協議会で協議・同意  
計画の公表

復興交付金事業計画の作成  
市町村が単独又は県と共同して作成  
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画  
内閣総理大臣に提出

特例の追加・充実

内閣総理大臣の認定

内閣総理大臣に提出

内閣総理大臣に提出

### 復興整備計画の作成

復興整備計画：被災地の復興のためのまちづくり・地域づくりに関する計画  
復興に必要な各種の事業を記載  
市町村が作成（県と共同して作成することも可能）

【主な記載事項】

- 土地利用方針（計画区域内の土地利用再編の青写真）
- 復興整備事業（被災地の復興のために必要な事業）

【各々の事業に関する特例】

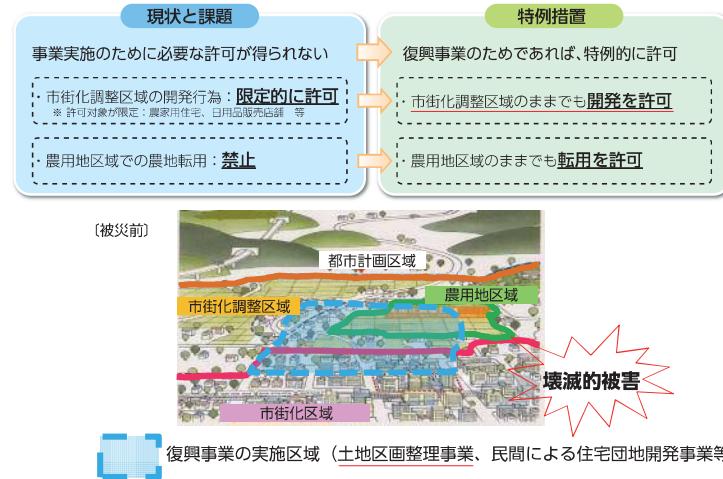
- 宅地・農地一體整備事業
- 土地区画整理事業
- 土地改良事業
- 津波復興拠点整備事業
- 防災集団移転促進事業
- 住宅地区改良事業
- 渔港漁場整備事業
- 液状化対策事業
- 滑動崩落対策事業
- 住宅施設の整備事業
- 水産加工施設の整備事業 等

【共通の特例】

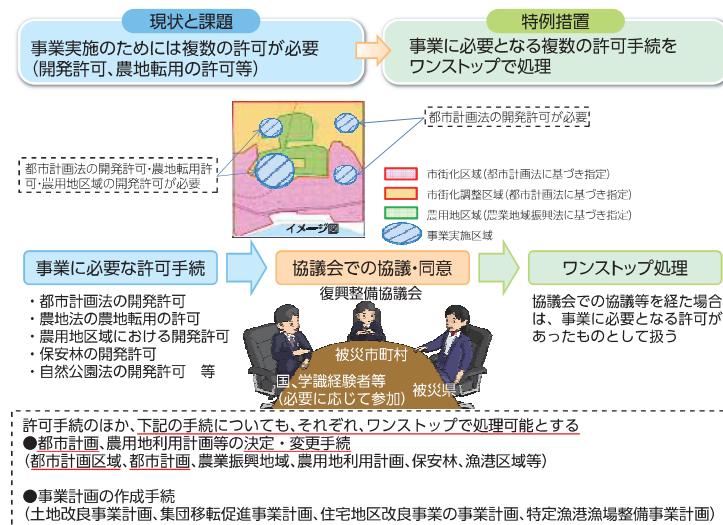
- これらの事業実施にあたり、  
○許可基準の緩和・許可手続のワン  
ストップ化
- 事業円滑化のための土地に関する  
特例
- 土地収用手続の特例
- 環境影響評価手続の特例
- 建築行為等の届出・勧告
- 防災集団移転促進事業の移転元地  
を利用するために土地の交換を行  
った場合の所有権移転登記の免  
税措置
- 都市再生機構（UR）の受託業務  
の特例
- 委託を受けて、URが復興整備  
事業の実施を支援

## □主な特例措置

## 事業実施に必要な許可の基準緩和



## 事業実施に必要な許可手続のワンストップ化



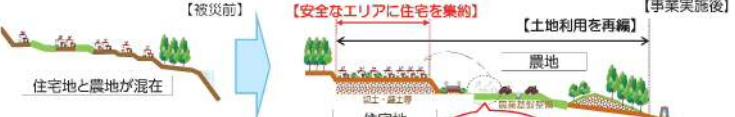
## 宅地・農地一体整備事業の創設等

## 宅地・農地一体整備事業

## 現状と課題

## 特例措置

## &lt;施工地区イメージ&gt;



## 土地区画整理事業の区域要件の緩和

## 現状と課題

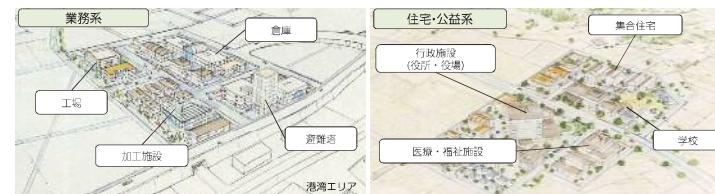
特例措置

地方公共団体は、市街化調整区域においても土地区画整理事業を実施することとする

## 津波復興拠点整備事業の創設

## 現状と課題

## 特例措置



## &lt;整備手法の例&gt;

- 公共団体等
- 全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備
- 民間
- 公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施
  - 公共団体から借地して、上物の整備を実施

## □各市町の復興まちづくりの基本方針

## 市町の復興計画の基本方針

- 市町の震災復興計画における基本方針では、「安心・安全なまちづくり」、「住宅の再建」、「産業の再建と振興」の3つの要素が全市町で位置付けられている。

[各市町が策定する基本方針の特徴]

震災復興計画における基本方針は、下表に示すとおりであり、「安心・安全なまちづくり」、「住宅の再建」、「産業の再建と振興」の3つが全市町で位置づけられている。

また、気仙沼市では「スマート」、松島町では「観光」といったキーワードが見られ、市町によって特色も見られる。

## ■市町の震災復興計画における基本方針

市町名	基本方針	安心・安全なまちづくり	住宅の再建	産業の再建と振興
市町名	基本方針	安心・安全なまちづくり	住宅の再建	産業の再建と振興
気仙沼市	◆復興の目標			
	①津波やゼロのまちづくり	○		
	②早期の産業復旧と雇用の確保		○	
	③職住兼団地と生活復興	○		
	④持続可能な産業の再構築		○	
	⑤ロードスマートなまちづくり	○		
南三陸町	⑥地域・笑顔溢れるまちづくり			
	◆復興目標			
	①安心して暮らし続けるまちづくり	○	○	
	②港町産業の再生と発展・産業		○	
	③住み心地のよさづくり		○	
	④心地よい健康新まちづくり	○		
女川町	◆復興方針			
	①安心・安全な港町づくり<防災>	○		
	②港町産業の再生と発展・産業		○	
	③住み心地のよさづくり		○	
	④心地よい健康新まちづくり<保健・医療・福祉>		○	
	⑤心育な人づくり・人材育成			
石巻市	◆基本方針			
	①災害に強いまちづくり	○	○	
	②エネルギー課題への対応		○	
	③産業・経済の再生		○	
	④津波・高潮の共鳴社会づくり			
	◆復興の目標			
仙台市	①減災を根本とする防災の再構築	○	○	
	②エネルギー課題への対応		○	
	③自立・自立・協働・支え合いによる復興		○	
	④多面的防災対策による安全・安心の確保	○		
	⑤震災経験の伝承と世界への発信			
	◆復興の方向性			
名取市	①復興構想			
	①安心して住み続けられる居住地の確保	○	○	
	②産業の再生と新たな雇用の創出		○	
	③多面的防災対策による安全・安心の確保	○		
	④震災経験の伝承と世界への発信			
	◆復興の目標			
東松島市	①防災・減災による災害に強いまちづくり	○		
	②エネルギー課題への対応		○	
	③産業・経済の再生		○	
	④津波・高潮の共鳴社会づくり			
	◆復興の目標			
	①互いに支え合い、強し洋で結ばれた暮らし	○		
岩沼市	②地域資源に仙台空港を生かして集積・連携する産業		○	
	③生産の再生・多様な仕事を創るまちづくり		○	
	④多様な世代が未来を願て、安心して暮らせるまちづくり	○	○	
	◆復興方針			
	①安全・安心のまちづくり	○		
	②歴史を大切にした安全・安心な市域づくり	○	○	
松島町	③岩沼の個性、特性を活かした産業の再構築		○	
	④時代を先取りした先進的な復興モデル			
	◆復興政策の目標			
	①安全・安心のまちづくり	○		
	②歴史を大切にした安全・安心な市域づくり	○	○	
	③岩沼の個性、特性を活かした産業の再構築		○	
亘理町	④時代を先取りした先進的な復興モデル			
	◆基本方針			
	①「安全」と「安心」を確保するまちづくり	○		
	②「暮らしやすい」と「便利なまち」があふれるまちづくり		○	
	③「ゆるい」と「ぎわい」のまちづくり		○	
	◆政策目標			
利府町	①生活基盤の再建と都市構造の再構築		○	
	②産業・経済活動の再構築と発展		○	
	③安全・安心なまちづくりの再構築	○		
	◆基本理念			
	①災害に暮らしく、安心に暮らせるまちづくり	○		
	②だれもが住みたくなるようなまちづくり		○	
山元町	③つながりを大切にするまちづくり		○	

出典：各市町震災復興計画

## 市町の復興計画の内容

- 各市町の復興計画では基本方針に基づき、津波防護・減災施設の整備や、居住基盤の復興、水産業、製造業といった産業の復興に関する内容等が記述されている。

## (復興計画の内容)

各市町の復興計画において、前述の基本方針での3つの構成要素に関連する内容を下表に示す。

## ■各市町震災復興計画における基本方針の3つの要素に関連する取組み

市町名	安心・安全なまちづくり	住宅の再建	産業の再建と振興
気仙沼市	○海岸・河川施設の整備	○安全な居住環境の整備	○日本一活気あふれる水産業の実現 ○まちづくり牽引する企業の推進 ○地域資源の魅力を生かした観光の展開 ○新たな産業の活性化
南三陸町	○生命と財産を守る防災と減災のまちづくり	○転出者の再転入への取り組み (人口目標：14,555人(平成3年)) ○住まいの高齢移動者と被災者の整備	○産業の復旧 (水産業、商工業、観光)
女川町	○港周辺の土木構造物等の整備 ○町中心部の安全な居住地の確保 ○離島部の安全な居住地の確保	○住み心地の再建・供給 ○防災上重要な施設の整備・拡張化 (役場、交番、消防署、病院等)	○漁港の再整備と水産業の再生 ○商工業の再生 ○観光の再生・創出
石巻市	○都市基盤の復旧・復興 ○津波減災施設の復旧・復興	○住み心地の再建・復興	○被災水害業の再建支援 ○工事の再建復旧 ○工事の再建復旧 ○観光業・施設の再生復興 ○産業の活性化と新事業の育成
東松島市	○防災・減災型都市構造の構築	○暮らしやすい居住環境の整備	○生産の基盤整備と再生 (農林漁業の再生・復興、製造業の再生と機能連携) ○観光資源の開拓と魅力づくり ○新たな仕事の創出と企業の促進
松島町	○暮らしと生活再建の充実 ○海岸施設の復旧	○住宅再建と定住促進	○水産業の再生・水産加工業の再生 ○商工業の再生と支援 ○文化・地域資源を生かした観光振興 ○被災企業の産業再生の支援
利府町	○津波防護施設の整備	○生活基盤の復旧 ○住宅の再建支援	○商工業の復興と広域支援 ○水産業の復旧と魅力ある水産業の再建 ○観光の復興
塙市	○災害に強いまちづくりの推進	○安全に暮らせる住宅の再建	○水産業・水産加工業の再生、復興 ○市民生活を支える工事の再生、復興 ○みなとまち電気を体感する観光の再生
七ヶ浜町	○津波に強いまちづくり	○新たな居住系施設の整備 ○コミュニティ化を配慮した都市基盤の整備	○水産業資源の活用 ○商業・業務系エリアの造成
多賀城市	○津波に対する多重防護の整備	○被災者の生活再建支援と居住地の確保支援	○既存企業の立地促進と新たな産業・技術の集積促進 ○多賀茨原宿の復興とアーバン・観光振興
仙台市	○災害に強いまちづくりの推進	○被災された方々の生活再建支援 ○宅地の安全確保と復旧支援	○地域経済の復興とさらなる活性化 ○新たな観光交流路の構築
名取市	○互いに支え合ひ、強し洋で結ばれた暮らし	○被災された方々の生活再建支援	○地域資源の企画と連携による活性化 ○新たな観光交流路の構築
東松島市	○地域資源に仙台空港を生かして集積・連携する産業	○被災者の生活再建支援と居住地の確保支援	○既存企業の立地促進と新たな産業・技術の集積促進 ○多賀茨原宿の復興とアーバン・観光振興
仙台市	○市民の命と暮らしを守る減災まちづくり	○被災された方々の生活再建支援 ○宅地の安全確保と復旧支援	○地域経済の復興とさらなる活性化 ○新たな観光交流路の構築
岩沼市	○まちを守る沿岸部の総合的な安全対策 ○防災性の高いまちづくりの推進	○恒久的な住宅への移行支援	○地域内の企業誘致と産業振興支援 ○閉鎖された漁港の復興と営業、水産加工施設の再建支援 ○集積促進 ○全国をターゲットにした地域ブランドと観光の充実 ○仙台空港と閉鎖した橋が観光輪の形成
亘理町	○津波に対する多重防護の整備	○津波からの安全なまちづくり (エコノミック・シティの形成を基本とする 集積移転・復旧住宅整備)	○水産業の復興 ○商工業の復興 ○観光業の復興・新たな観光の創出 ○企業誘致の推進と大きなアーバン・創造
岩沼市	○津波からの安全なまちづくり (防潮堤や多重防護施設の整備等)	○被災者の再転入における再建支援 (人口目標：13,700人(平成30年))	○水産業の復興 ○商工業の復興 ○観光業の復興・新たな観光の創出 ○企業誘致の推進と大きなアーバン・創造
亘理町	○安全で安心な防災まちづくり	○住環境の再建への支援	○水産業の復興 ○商工業の復興 ○観光業の復興・新たな観光の創出 ○企業誘致の推進と大きなアーバン・創造
山元町	○安全・安心なまちづくりの再構築	○防潮堤や多重防護施設の整備 ○安全な住まいの確保	○水産業の復興・復興 (ホッピーマンの魚市場復興等) ○商工業の復興・復興 (新たな産業用地)の集約化等 ○観光の復興 (底層施設や観光度園の整備等)

出典：各市町震災復興計画

## 市町の復興まちづくりパターン

- 居住基盤の整備パターンは、「高台移転」、「内陸移転+多重防護」、「現位置再建」の3種類に分類できる。
- 三陸地域では主に「高台移転」、仙台湾南部地域は主に「内陸移転+多重防護」による居住基盤の整備が計画された。石巻・松島地域はこれらが複合的に計画されている。

(震災復興計画に基づく  
各市町の復興まちづくりパターン)

各市町の震災復興計画より、居住基盤の整備の特徴を見ると、安全な高台に住宅を移転する「高台移転」、多重防護施設の整備と併せて、内陸側に住宅を移転する「内陸移転+多重防護」、盛土による嵩上げ等を行い、被災した現位置で

再建を行う「現位置再建」の3種類に分類され、各市町はそれぞれの地形特性に対応した住宅再建を計画した。

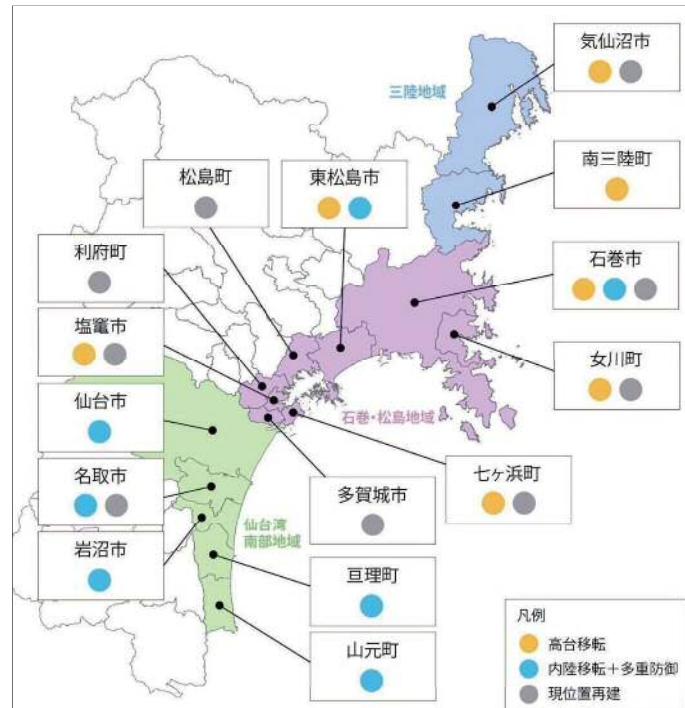
三陸地域では斜面・丘陵地が大半を占め、平地が少ないリアス地形であることから、主に「高台移転」による居住基盤の整備が計画された。

仙台湾南部地域は砂浜海岸の背後になだらかな平地が広がる地形であることから、主に「内陸移転+多重防護」による居住基盤の整備が計画された。

石巻・松島地域には三陸地域、仙台湾南部地域の両方の特徴を持った地形があることから、「高台移転」、「内陸移転+多重防護」が複合的に計画されている。

津波による被害が比較的小さかった松島町や利府町、多賀城市は「現位置再建」での居住基盤の整備が計画された。

## 沿岸市町の居住基盤の整備パターン



## □復興まちづくり事業

### 復興まちづくり事業の概要

- 復興まちづくりは主に防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業の3つの事業を「復興まちづくり事業」として位置付けた。

【復興まちづくり事業の種類と特徴】

ここでは、防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業の3つの事業を「復興まちづくり事業」として位置付けた。

事業実施にあたり、東日本大震災により被災した地域において、円滑かつ迅速な復興が進むよう、防災集団移転促進事業、被災市街地土地区画整理事業については必要な制度改正が行われ、新たに津波復興拠点整備事業制度が創設された。

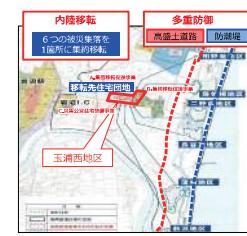
### ■復興まちづくり事業の概要と特徴

#### 防災集団移転促進事業

- ◆住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を支援する事業。
- ◆居住に適当でない区域は災害危険区域に指定し、再び津波に対して脆弱な住宅が建設されることが無いように必要な建築制限が行われる。
- ◆事業採択条件として住宅団地の規模を10戸以上であるものが、東日本大震災においては5戸以上に緩和する等の特例が施行された。



(例) 南三陸町志津川地区(平成30年7月撮影)



多重防護のイメージ



(例) 岩沼市玉浦西地区(平成27年7月 完了後撮影)



(例) 仙台市若林区井土地区(令和元年5月 撮影)

**被災市街地復興土地区画整理事業**

- ◆広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地の復興を推進する事業。
- ◆一定以上の計画人口密度(40人/ha)等の必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用を津波防災整地費として限度額に追加される特例が施行された。
- ◆換地設計、調査測量設計及び上下水道の整備等は、効果促進事業により復興交付金で実施可能となった。

**津波復興拠点整備事業**

- ◆復興の拠点となる市街地を用地買収方式で緊急に整備する事業。補助対象として計画の策定費の他、公共施設整備費、用地取得造成費が認められている。
- ◆各自治体2地区まで、かつ1地区20haまでという事業採択条件がある。
- ◆東日本大震災からの復興のために、新たに制度設計された事業。



出典：災害に強いまちづくり宮城モデルの構築 2017（平成29）年（宮城県）

**復興まちづくり事業の事業手法**

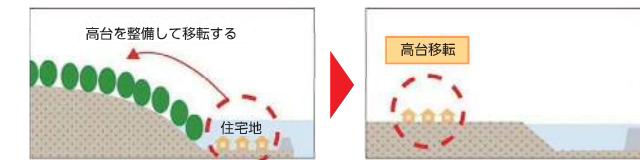
- 防災集団移転促進事業は2パターン、被災市街地復興土地区画整理事業は4パターン、津波復興拠点整備事業は2パターンにそれぞれ分類される。

**[復興まちづくり事業の事業パターン]**

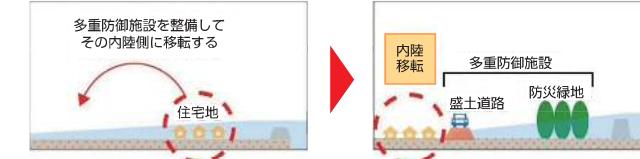
防災集団移転促進事業は、安全な高台を造成して移転する「高台移転型」と、多重防御施設の内陸側を造成して移転する「内陸移転+多重防御型」の2パターンに分類される。

**■防災集団移転促進事業の事業パターン**

分類	内 容	特 徴	代表的地区
高台移転型	安全な高台を造成して移転するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平地の少ないリアス地形の地域において活用される。</li> <li>・高台の造成工事が必要となるが、適地が得られれば比較的の早期に整備ができる。</li> <li>・既存市街地等の位置関係によっては生活利便性の確保が課題となる。</li> </ul>	藤浜地区 (南三陸町) 尾浦地区 (女川町)

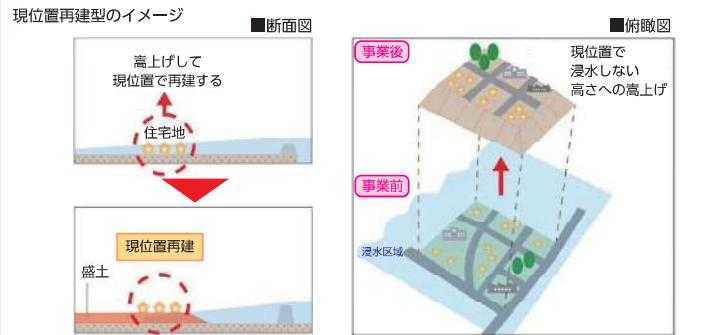
**高台移転型のイメージ**

内陸移転 + 多重防御型	多重防御施設の内陸側を造成して移転するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低平地が広がり高台が得られない地域において活用される。</li> <li>・既存の公共用地や田畠を活用することで早く基盤整備ができるケースが多い。</li> <li>・市街地に隣接させることで既存のインフラを延長して活用できるケースが多い。</li> </ul>	玉浦西地区 (岩沼市) 荒浜地区 (亘理町)

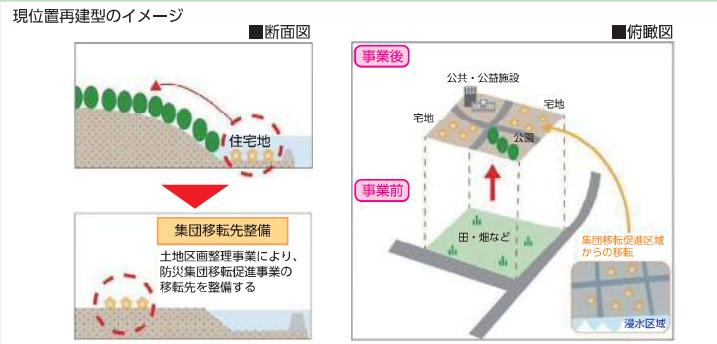
**内陸移転+多重防御型のイメージ**

## ■被災市街地復興土地区画整理事業の事業パターン（1/2）

分類	内 容	特 徴	代表的地区
現位置再建型	被災した現位置で宅地の嵩上げ等により、市街地を再建するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の中心部が被災した場合に選択される場合が多い。</li> <li>町の歴史性を尊重することができる。</li> <li>宅地の嵩上げを行う場合に費用や時間がかかる。</li> </ul>	魚町・南町地区、鹿折地区（気仙沼市） 閑上地区（名取市）

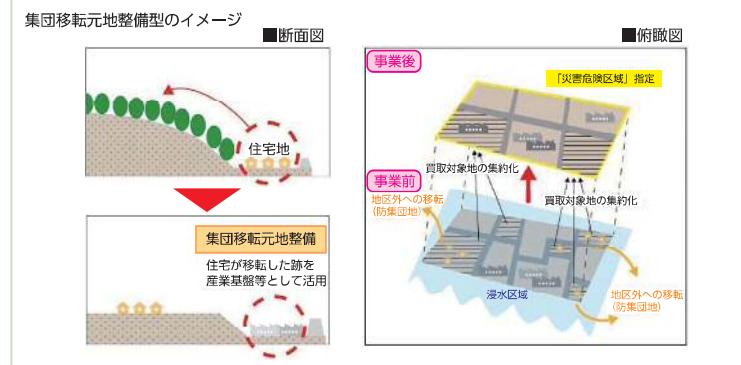


集団移転先整備型	防集団移転促進事業の移転先団地等に活用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市街地復興土地区画整理事業地区内にまとめた公有地を確保できる場合に選択される。</li> <li>防集団移転促進事業の移転者が多く、ニュータウンの形成を行う場合等に、公益施設用地や商業施設用地を併せて整備できる。また、防集団事業単独で実施するよりも土地利用計画上の自由度が高い。</li> <li>適地が得られれば比較的早期に整備ができる。</li> <li>区画整理事業の保留地を防集団事業で買収することで、造成工事等の資金回収に関するリスクを抑えられる。</li> <li>防集団事業の移転希望者の意向に変化が生じた場合も一般分譲への変更等により、防集団事業の事業計画変更手続きに比べて柔軟な対応が可能。</li> </ul>	新蛇田地区、新渡波地区（石巻市） 野蒜北部丘陵地区（東松島市）
----------	-------------------------	--	------------------------------------

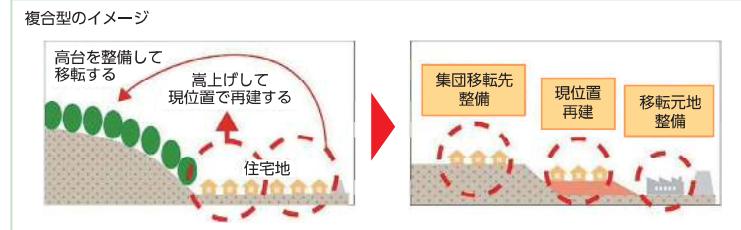


## ■被災市街地復興土地区画整理事業の事業パターン（2/2）

分類	内 容	特 徴	代表的地区
集団移転元地整備型	防災集団移転促進事業等の移転元地を非居住系土地利用で整備するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害危険区域において制限される居住系の用途以外の基盤整備に活用される。</li> <li>産業施設の再生、新たな産業施設の誘致等は、移転元地の有効な活用手段となる。</li> <li>分散している移転元地の集約化・整序により、利活用しやすい区画が整備される。</li> </ul>	上釜南部地区、下釜南部地区（石巻市） 大曲浜地区（東松島市）



複合型	上記の3パターンを組合せて整備するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の中心部が壊滅的な被害を受けた場合に活用される。</li> <li>住宅や公共施設は移転先整備で高台に、商業・業務施設は嵩上げして現位置再建、産業施設は移転元地に配置することで、町を丸ごと再生することができる。</li> <li>被災した土地を活用して、中心市街地を含めた大規模な事業となるため比較的時間を使う傾向がある。</li> </ul>	志津川地区、（南三陸町） 中心部地区（女川町）
-----	---------------------	--	----------------------------



## ■津波復興拠点整備事業の事業パターン

分類	内 容	特 徴	代表的地区
住宅・公益施設整備型	住宅施設や公益施設等を一体的に整備するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅施設と公共施設、公益施設（官公庁施設、購買施設等）が一体となった新市街地を形成する場合に活用される。</li> <li>・防災集団移転促進事業の対象地と隣接や内包させることで利便性の高いまちを形成できる。また、防災事業単独で実施するよりも土地利用計画上の自由度が高い。</li> <li>・事業用地を買収し整備を行う事業なので、区画整理に比べて比較的早期に事業を進めることができる。一方、用地の取得が難航した場合は事業が停滞する場合もある。</li> </ul>	志津川地区、(南三陸町) 新山下駅周辺地区 (山元町)

住宅・公益施設整備型のイメージ



業務用地整備型	地域振興に寄与する業務施設用地として整備するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的な産業の振興、雇用機会の創出等に寄与する基盤整備等に活用される。</li> <li>・事業用地を買収し整備を行う事業なので、区画整理に比べて比較的早期に事業を進めることができる。一方、用地の取得が難航した場合は事業が停滞する場合もある。</li> </ul>	赤岩港地区、(気仙沼市) 八幡地区 (多賀城市)
---------	--------------------------	--	--------------------------------

業務用地整備型のイメージ



## 復興まちづくり事業の実施状況

## 〔防災集団移転促進事業の実施状況〕

事業対象地区が195地区あり、その内民間宅地が5,637戸（172.8ha）、災害公営住宅が3,201戸（92.0ha）合計で8,838戸（265.2ha）が整備された。

事業パターン別では、「高台移転型」が161地区あり、その内民間宅地が3,030戸（96.9ha）、災害公営住宅が1,540戸（42.8ha）整備された。地区数では、地区数では、気仙沼市及び石巻市の51地区が最多である。

また、「内陸移転＋多重防護型」が34地区あり、その内民間宅地が2,607戸（75.9ha）、災害公営住宅が1,661戸（49.6ha）整備された。地区数では、仙台市の14地区が最多である。

## 〔被災市街地復興土地区画整理事業の実施状況〕

事業対象地区が35地区あり、合計で8,051区画（609.1ha）、その内災害公営住宅用地が806区画（57.9ha）整備された（ただし、災害公営住宅用地には防災集団移転促進事業内で整備された災害公営住宅の用地も含む）。

事業パターン別では、「住宅・公益施設整備型」は9地区、「業務用地整備型」は3地区となっており、前者は270区画（39.3ha）、後者は32区画（29.3ha）が整備された。

## ■各事業の活用一覧

市町名	防災集団移転促進事業			土地区画整理事業			津波復興拠点整備事業		
	計画地区数	造成工事着手率	住宅等建築工事着手率	計画地区数	工事着手率	住宅等建築工事可能	計画地区数	工事着手率	住宅等建築工事可能
仙台市	14	14	14	1	1	1	1	1	1
石巻市	56	56	56	15	15	15	15	15	15
塙町	2	2	2	2	2	2	2	1	1
気仙沼市	51	51	51	4	4	4	4	2	2
名取市	2	2	2	2	2	2	2	2	2
多賀城市									
岩沼市	2	2	2	1	1	1	1	1	1
東松島市	7	7	7	3	3	3	3	2	2
亘理町	5	5	5						
山元町	3	3	3					2	2
七ヶ浜町	5	5	5	4	4	4	4		
女川町	22	22	22	1	1	1	1	1	1
南三陸町	26	26	26	1	1	1	2	2	2
合計	195	195	195	35	35	35	35	12	12
(進捗率)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

2020（令和2）年11月末時点（宮城県）

## ■防災集団移転促進事業の実施一覧

市町名	地区数	事業パターン別	住宅戸数		民間宅地	事業パターン別	災害公営住宅戸数		住宅戸数	事業パターン別
			高台移転	内陸移転+多重防護			高台移転	内陸移転+多重防護		
気仙沼市	51	51	0	1,493	907	907	0	586	586	0
南三陸町	26	26	0	782	782	782	0	0	0	25.9
女川町	22	22	0	414	299	299	0	115	115	0
石巻市	56	51	5	2,639	1,464	612	852	1,175	602	573
東松島市	7	4	3	1,172	604	232	372	568	192	376
塙町	2	2	0	25	4	4	0	21	0	0.6
七ヶ浜町	5	5	0	218	194	194	0	24	0	7.7
仙台市	14	0	14	966	734	0	734	232	0	26.6
名取市	2	0	2	205	113	0	113	92	0	92
岩沼市	2	0	2	281	170	0	170	111	0	111
亘理町	5	0	5	227	200	0	200	27	0	27
山元町	3	0	3	416	166	0	166	250	0	250
合計	195	161	34	8,838	5,637	3,030	2,607	3,201	1,540	1,661

※防災集団移転促進事業は地区数が多いため、市町単位で集計

出典：防災集団移転促進事業管理表 2020（令和2）年5月末時点（宮城県）、各市町防災集団移転促進事業計画書

## 東日本大震災からの復興

■被災市街地復興土地区画整理事業の実施一覧 ■被災市街地復興土地区画整理事業の実施一覧  
(事業パターン別)

市町名	地区名	整備区画数			設備面積[ha]			事業パターン			分類
		区域	公園	災害公営住宅用	区域	公園	災害公営住宅用	居住	商業	基础设施	
気仙沼市	南氣仙沼	486	479	10	221	19.7	24	現地復興型	○	○	
	鹿折	579	575	4	281	24.2	39	現地復興型	○	○	
	魚町・南町	289	288	1	64	6.2	0.2	現地復興型	○	○	
	松崎浜岸	35	35	0	40	4.0	8	現地復興元地盤整備型	○		
	小計	1,392	1,377	15	60.6	54.1	65	—	—	—	
	志津川	462	462	0	33.7	33.7	0	複合型	○	○	
南三陸町	小計	462	462	0	33.7	33.7	0	—	—	—	
	女川町	1,403	1,192	211	94.2	83.7	10.4	複合型	○	○	
	小計	1,403	1,192	211	94.2	83.7	10.4	—	—	—	
<b>■津波復興拠点整備事業事業の実施一覧</b>											
市町名	地区名	整備区画数			設備面積[ha]			災害公営住宅用			分類
		区域	公園	災害公営住宅用	区域	公園	災害公営住宅用	居住	商業	基础设施	
石巻市	新蛇田	198	191	7	12.1	5.1	7.8	現地移転先整備型	○	○	
	新渡波	114	101	13	6.7	3.1	3.6	現地移転先整備型	○	○	
	新渡波西	66	55	11	4.3	1.8	2.3	現地移転先整備型	○	○	
	新船山南	277	236	41	11.6	7.1	4.5	現地移転先整備型	○	○	
	あけぼの山北	5	4	1	2.0	0.1	1.5	現地移転先整備型	○	○	
	新門町	252	250	2	14.7	13.4	1.3	現地復興型	○	○	
東松島市	渡東	462	469	2	22.3	21.0	1.3	現地復興型	○	○	
	下釜第一	201	200	1	8.5	7.6	0.9	現地復興型	○	○	
	渡北	221	220	1	9.9	9.1	0.8	現地復興型	○	○	
	渡西	135	135	0	25.3	25.3	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
	中央一丁目	33	32	1	0.9	0.7	0.2	現地復興型	○	○	
	新蛇田南第二	38	38	0	7.6	7.6	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
塙町	上釜南部	198	198	0	27.6	27.6	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
	下釜南部	127	127	0	16.7	16.7	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
	中央二丁目	16	16	0	0.8	0.8	0	現地復興型	○	○	
	小計	2,434	2,263	88	171.0	147.0	24.0	—	—	—	
	野野舟丘陵	311	175	136	18.6	15.3	3.3	現地移転先整備型	○	○	
	東矢本駅北	235	55	180	6.1	1.3	4.8	現地移転先整備型	○	○	
七ヶ浜町	大曲浜	81	81	0	28.6	28.6	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
	小計	627	311	316	53.3	45.2	8.1	—	—	—	
	北沢	62	61	1	3.8	3.4	0.4	現地復興型	○	○	
	鶴舎二丁目	40	40	0	0.4	0.4	0	現地復興型	○	○	
	小計	102	101	1	4.2	3.6	0.4	—	—	—	
	昌浦由浜	70	69	1	2.7	2.6	0.1	現地復興型	○	○	
七ヶ崎町	花渊測	146	146	0	6.5	6.5	0	現地復興型	○	○	
	代ヶ崎浜A	79	79	0	3.8	3.8	0	現地復興型	○	○	
	代ヶ崎浜B	139	139	0	4.8	4.8	0	現地復興型	○	○	
	小計	434	433	1	17.8	17.7	0.1	—	—	—	
	宮内	84	84	0	4.6	4.6	0	現地復興型	○	○	
	小計	84	84	0	4.6	4.6	0	—	—	—	
<b>■津波復興拠点整備事業事業の実施一覧</b>											
市町名	地区名	整備区画数			津波復興拠点整備面積[ha]			災害公営住宅用			分類
		区域	公園	災害公営住宅用	区域	公園	災害公営住宅用	居住	商業	基础设施	
仙台市	蒲生北部	355	355	0	92.1	92.1	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
	小計	355	355	0	92.1	92.1	0	—	—	—	
	閑上	644	462	182	32.7	24.3	8.4	現地復興型	○	○	
	閑上東	182	182	0	40.4	40.4	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
	小計	826	644	182	73.1	64.7	8.4	—	—	—	
	西原	23	23	0	4.5	4.5	0	現地移転元地盤整備型	○	○	
岩沼市	小計	23	23	0	4.5	4.5	0	—	—	—	
	計35地区	8,051	7,245	806	690.1	551.1	57.9	—	—	—	

\* 1 : 被災市街地復興土地区画整理事業によって整備された区画のうち防災集団移転促進事業用地、災害公営住宅用地を除いたもの  
\* 2 : 防災集団移転促進事業内で整備された災害公営住宅の用地も一部含む  
\* 3 : 女川町中心部地区には、荒立地区、陸上競技場跡地地区、宮ヶ崎地区的整備量も含む  
\* 4 : 津波復興拠点整備事業によって整備された区画のうち防災集団移転促進事業用地、災害公営住宅用地を除いたもの  
\* 5 : 防災集団移転促進事業内で整備された災害公営住宅の用地も一部含む

出典：土地利活用状況調査 2020(令和2)年5月末時点(宮城県)

## 東日本大震災からの復興

### □災害危険区域の指定

#### 災害危険区域の指定状況

- 津波による浸水被害の危険性のある12市町において、条例により災害危険区域が指定された。
- 災害危険区域における建築制限は、住家等の建築禁止及び建物の流出や倒壊等の対策を講じる条件が条例により定められている。

#### (災害危険区域の指定状況)

津波防護・減災施設の整備後に、東日本大震災時と同規模の津波の想定した際に著しく危険となる区域を、建築基準法第39条に基づく災害危険区域として指定し、建築の禁止等の制限を行っている。

指定区域は、浸水実績や津波シミュレーション結果等から、各市町が決定している。沿岸15市町の内、松島町、利府町、多賀城市を除く12市町において、区域が指定されており、指定面積は12市町合計で10,965haとなっている。これは県内全体で津波により浸水した面積の33.5%に相当する。

#### [参考] 建築基準法第39条 第1項

地方公共団体は条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

#### (災害危険区域における建築制限)

災害危険区域における建築制限の対象及び内容は、条例により市町毎に定められており、制限内容も多様となっている。

#### ■建築制限の対象とする建築と建築規制の内容

建築制限の方法	建築制限の対象	
	住宅等(※1)	住宅等+特定用途の建物(※2)
建築禁止のみ	【パターン1】塙町、仙台市	【パターン2】南三陸町、石巻市
建築制限(※3)のみ	【パターン3】女川町、名取市	【パターン4】気仙沼市
建築禁止+建築制限	【パターン5】岩沼市、山元町(※4)	【パターン6】東松島市、七ヶ浜町、亘理町(※5)

\*1 住宅等: 住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿、寮等、住居の用に供する建築物

\*2 特定用途の建物: ホテル、旅館、病院、診療所、児童福祉施設、研修所等 (市町により異なる)

\*3 建築制限の内容 (市町により異なる)

基礎の高上げ (床面の高さ制限等)

建築構造の制限 (鉄筋コンクリート造または鉄骨コンクリート造等の津波に耐えうる構造とする等)

階別の制限 (2階建て以上、地階は設けない等)

\*4 岩沼市は第1種区域が建築禁止、第2種区域が建築制限

山元町は第1種区域が建築禁止、第2種・第3種区域が建築制限

\*5 七ヶ浜町、亘理町は住宅等が建築禁止、特定用途の建物が建築制限

出典: 各市町の災害危険区域に関する条例・条例施行規則・各市町HP

## 宮城の都市計画

令和3年4月1日 発行

---

宮城県土木部都市計画課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-3134